

行政常任委員会

令和 8 年 3 月 5 日（木）

午前 1 0 時 0 0 分開 会

○南委員長 皆さん、おはようございます。

連日の一般質問でお疲れのところ、今日から予定どおりの 1 2 日まで委員会を予定しておりますので、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

それでは、まず、初めに、市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、昨日までの本会議に引き続きまして本日より行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 2 号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から、議案第 2 8 号「尾鷲市道路線の認定について」までの計 2 7 議案でございます。そのうち、条例の制定議案が 2 件、条例の一部改正議案が 9 件、条例廃止議案が 1 件及び予算議案が 1 0 件並びに認定等の議案が 5 件であります。

また、一昨日追加させていただきました議案第 3 1 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 3 号）の議決について」、議案第 3 2 号「令和 8 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について」、議案第 3 3 号「工事請負変更契約について」、この本件は国市浜公園野球場建設工事についてでございまして、その 3 件を合わせ合計 3 0 件、3 0 議案であります。これら提出議案につきましては、おのおの担当課から説明いたさせますので、よろしく御審査いただき御承認賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、早速なので、特に、今回、新たに議員になられた 5 名の委員さんも初めての当初予算の編成の審査ということでございますので、特に、この総計 2 1 8 億余りの予算審査を 1 週間余りでするわけなんですけれども、特に経済性、効率性、有効性等を、費用対効果等面を主に慎重審査で採決まで持っていきたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、財政課からなんですけれども、本日の委員会の予定は、財政課、総務課、選挙管理委員会、政策調整課、議会事務局、会計課、監査委員事務局

の7課を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、初めに、財政課所管の補正予算のほうから、議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」の説明からお願ひをいたします。

○岩本財政課長 おはようございます。財政課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」のうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,071万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ142億9,009万7,000円とするものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

歳入でございます。

最下段にあります10款1項1目地方交付税につきましては1億8,826万6,000円の増額で、これは、普通交付税の追加交付によるものでございます。

この追加交付の内訳につきましては、臨時経済対策費として1億2,921万7,000円、給与改定費として3,845万3,000円、臨時財政対策債の償還基金費として1,756万7,000円及び普通交付税の調整額復活分として302万9,000円でございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。

16款財産収入、1項財産運用収入、3目基金運用収入152万9,000円の増額のうち、財政課分は108万9,000円で、これは、各基金の運用利子でございます。

次に、真ん中やや下にあります18款繰入金、1項基金繰入金、6目尾鷲みどりの基金繰入金400万円の減額は、繰入れ対象事業費の減少によるものでございます。

次に、11目国市浜公園整備等基金繰入金218万4,000円の減額につきましても、繰入れ対象事業費の減少によるものでございます。

次に、その下の2項特別会計繰入金、2目後期高齢者医療事業会計繰入金3,334万1,000円の増額は、前年度の精算に伴うものでございます。

続きまして、20、21ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入253万9,000円の減額のうち、財政課

分は、2節総務費雑入のうち、三重県市町村振興協会市町交付金43万円の増額で、これは、交付額の確定によるものでございます。

次に、21款市債、1項市債、3目農林水産業債110万円の減額につきましては、起債対象事業費の減少に伴い、農山漁村地域整備事業債を110万円減額するものでございます。

次に、5目土木債2,560万円の減額につきましても、起債対象事業費の増減に伴うもので、橋梁整備事業債が60万円の減額、道路整備事業債が50万円の増額、急傾斜地崩壊対策事業債が750万円の減額、街路整備事業債が1,800万円の減額でございます。

次に、7目教育債380万円の増額のうち、学校教育施設等整備事業債40万円の減額及び二つ下の文化財保護事業債10万円の増額につきましては、起債対象事業費の増減に伴うものでございます。

また、社会教育施設等整備事業債410万円の増額につきましては、体育文化会館・中央公民館耐震・長寿命化整備事業のうち、長寿命化に係る起債につきましては、当初、公共施設等適正管理推進事業債を予定しておりましたが、これを過疎債に変更したことに伴い410万円を増額するものでございます。

次に、8目総務債5,880万円の増額は、津波避難タワー整備事業債でございまして、これは、本年度の国の補正予算において事業費の追加が認められたことに伴い、当該事業費に対して防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を100%充当するものでございます。

続きまして、22、23ページを御覧ください。

歳出でございます。

中段にあります2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費3億6,484万5,000円の増額は基金積立金で、内訳は、今回の補正に伴う財政調整基金積立金3億3,698万6,000円の増額、また、減債基金積立金1,762万円の増額は、先ほどの普通交付税の追加交付分のうち、臨時財政対策債償還基金分1,756万7,000円と預金利子5万3,000円を合わせて積み立てるものでございます。

次に、その少し下にあります森林環境譲与税基金積立金268万円の増額は、充当事業の減少分等を同基金へ積み立てるものでございます。

また、ゼロカーボンシティ推進基金積立金732万円の増額は、頂いた御寄附等を同基金へ積み立てるものでございます。

そのほかの基金積立金につきましては、預金利子の積立てでございます。

続きまして、28、29ページを御覧ください。

中段にあります3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費754万5,000円の増額は、保険基盤安定繰出金等の額の確定に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額でございます。

次に、8目後期高齢者医療費1,241万1,000円の減額につきましても、保険基盤安定繰出金等の額の確定に伴う後期高齢者医療事業特別会計繰出金の減額でございます。

続きまして、34、35ページを御覧ください。

下段にあります4款衛生費、5項上水道費、1目上水道整備費524万4,000円の減額は、繰出し対象事業費の減少に伴う水道事業会計負担金の減額でございます。

次に、6項病院費、1目病院費229万6,000円の増額は、周産期医療に要する経費が人事院勧告の影響により増加したことに伴う病院事業会計負担金の増額でございます。

次に、8ページのほうへお戻りください。

このうち、第4表、地方債補正でございますが、変更9件につきましては、起債対象事業費の変更等に伴う限度額の変更でございます。内容につきましては、歳入で説明させていただいたとおりでございます。

財政課に係る補正予算（第12号）の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○南委員長　　ありがとうございました。

補正予算の12号の説明は以上でございます。

特に御質疑、御意見のある方は御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　それでは、特にないようでございますので、引き続きまして、議案第31号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第13号）の議決について」をお願いいたします。

○岩本財政課長　　それでは、引き続き、議案第31号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第13号）の議決について」のうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、補正前の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,961万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ142億7,048万2,000円とするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金21万円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

次に、11目国市浜公園整備等基金繰入金615万9,000円の減額は、国市浜公園野球場整備事業に対するもので、繰入れ対象事業費の減額に伴い、同基金からの繰入額を減額するものでございます。

次に、12目地方創生拠点整備等基金繰入金73万4,000円の増額は、旧野球場にごさいました別当薫記念碑の移設工事に対しまして頂いておりました御寄附を同基金から繰り入れるものでございます。

次に、21款市債、1項市債、7目教育債1,440万円の減額のうち、多目的スポーツフィールド整備事業債1,430万円の減額は、起債対象事業費の減少に伴うものでございます。

また、社会教育施設等整備事業債10万円の減額は、体育文化会館・中央公民館耐震・長寿命化整備事業に係る地方債の一部繰越しに伴い発生した端数調整による減額でございます。

続きまして、5ページのほうへお戻りください。

第4表、地方債補正でございます。変更2件につきましては、社会教育施設等整備事業及び多目的スポーツフィールド整備事業に係る起債限度額をそれぞれ変更するものでありまして、内容につきましては、先ほど歳入のほうで説明させていただいたとおりでございます。

財政課に係る補正予算（第13号）の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○南委員長 補正予算13号は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 特にないようですので、続きまして、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」をお願いいたします。

○岩本財政課長　それでは、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

当初予算書の1ページを御覧ください。

一般会計の歳入歳出予算の総額につきましては、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ133億609万8,000円と定めるものでございます。

ここで、まず、令和8年度当初予算全体の状況につきまして、資料に基づいて簡単に説明させていただきたいと思えます。

財政課委員会資料の1ページを御覧ください。

○南委員長　お願いします。

○岩本財政課長　この表は、令和8年度の当初予算の数値を前年度の当初予算及び昨年12月にお示しをさせていただきました財政収支見通しと比較したものとなっております。金額につきましては、一般財源ベースでございます。

表の中で、令和8年度当初予算額、③の列を御覧いただきますと、歳入の一般財源の合計Aが69億8,967万4,000円、また、歳出の一般財源の合計Bが77億921万5,000円でございます。歳入から歳出を差し引いた一般財源不足額Cが7億1,954万1,000円となっており、この額を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

この一般財源不足額が前年度当初予算との比較で1億1,893万2,000円増加しておりますけれども、この主な要因でございますが、まず、歳入においては、地方交付税が1億5,760万円増加しておりますけれども、歳出において人件費が人事院勧告の影響等により9,467万円増加しているほか、義務的経費を除く行政経費において、病院事業会計負担金が前年度比9,284万7,000円の増、体育文化会館・中央公民館耐震・長寿命化整備事業で5,248万7,000円の増、また、三重紀北消防組合負担金、紀北広域連合負担金及び東紀州環境施設組合負担金の増加等により、前年度比で2億2,244万6,000円増加していることが主な要因でございます。

また、同じく、一般財源不足額が財政見通しとの比較では5,532万8,000円減少しておりますが、この主な原因につきましては、東紀州環境施設組合負担金に対しまして公共施設等基金から5,000万円を繰り入れたことが主な要因でございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

当初予算編成時の財政調整基金の状況でございます。

一番右の列の当初予算編成後残高を御覧いただきますと、①の令和7年度当初予算編成後残高は15億6,561万4,000円でした。また、②の財政収支見通しにおける当初予算編成後残高は13億6,784万5,000円と見込んでおりました。これに対しまして、③の令和8年度当初予算編成後残高は14億742万8,000円となっております、当初予算比較では1億5,818万6,000円の減少、財政見通しとの比較では3,958万3,000円の増加となっております。

それでは、予算書のほうに戻っていただきまして、18、19ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税は、前年度比170万円減の930万円で、これにつきましては、ガソリンの暫定税率廃止による影響額を見込んで計上したものでございます。この減額分170万円につきましては、地方特例交付金で全額補填されることとなっております。

同じく、2項1目自動車重量譲与税につきましては、前年度と同額の3,500万円、また、一つ飛びまして、3款1項1目利子割交付金につきましても、前年度と同額の70万円を計上しております。

次に、4款1項1目配当割交付金につきましては、前年度比300万円増の1,500万円、また、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は、前年度比400万円増の1,500万円を計上しております。

続きまして、20、21ページを御覧ください。

6款1項1目法人事業税交付金につきましては、前年度比200万円増の4,500万円、次の7款1項1目地方消費税交付金につきましては、前年度比1,000万円増の4億1,000万円を計上しております。

ここで、主要施策の予算概要の101ページを御覧ください。

令和8年度地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の充当状況について説明させていただきます。

歳入につきましては、地方消費税交付金、社会保障財源化分として2億2,500万円を見込んでおります。

対しまして、歳出につきましては、下の表を御覧いただきますと、本市の令和8年度の社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費は、合計27億2,651万6,000円を見込んでおり、そこから国県支出金等の特定財源を差し引いた

残りの一般財源が10億1,154万1,000円で、ここに地方消費税交付金、社会保障財源化分の2億2,500万円を充当するものでございます。

それでは、予算書の20、21ページへお戻りください。

次に、8款1項1目環境性能割交付金につきましては、前年度と同額の700万円を計上しております。

次に、9款1項1目地方特例交付金につきましては、前年度比500万円増の1,200万円を計上しております。これにつきましては、先ほどの地方揮発油譲与税の減収補填分として170万円、さらに、軽自動車税環境性能割が本年3月末をもって廃止される予定であることから、その減収補填分として330万円、合わせて500万円の増額を見込んでいます。

次に、10款1項1目地方交付税は、前年度比1億5,760万円増の45億1,700万円を計上しております。内訳につきましては、普通交付税が38億5,200万円で、前年度比1億3,900万円の増額、特別交付税が6億6,500万円で、前年度比1,860万円の増額を見込んでおります。

なお、普通交付税につきましては、人件費及び物価高騰に伴う算定額の増加や、過疎債償還額の増加に伴う算定額の増加等を見込んだことによるものでございます。

また、特別交付税につきましては、地域おこし協力隊、集落支援員及び地域活性化企業人等の経費の増加に伴う算定額の増加を見込み計上したものでございます。

続きまして、32、33ページを御覧ください。

最下段にあります16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入1,663万4,000円のうち、財政課に係るものは管財関係土地貸付料373万6,000円で、これは、市内各所にあります普通財産の貸付料でございます。

次に、34、35ページを御覧ください。

18款繰入金、1項基金繰入金の主なものといたしまして、1目財政調整基金繰入金は7億1,954万1,000円で、前年度比1億1,893万2,000円の増額でございます。

また、2目減債基金繰入金は、前年度比69万4,000円増の3,394万2,000円で、これは、臨時財政対策債の償還に対する繰入れでございます。

次に、3目活性化対策基金繰入金は、前年度比1,654万7,000円増の1,671万7,000円で、これにつきましては、例年、繰入れを行っております国際交流事業のほか、令和8年度につきましては、尾鷲節コンクール、おわせ港まつり等のイベント経費及び8年度に開催予定の観光大使の集いや、文化振興事業に対

して繰入れを行うものでございます。

次に、飛びまして、7目ふるさと応援基金繰入金は、前年度比8,414万円増の4億5,353万7,000円、また、11目国市浜公園整備等基金繰入金640万円につきましては、国市浜公園野球場の備品購入費に対する繰入れでございます。

36、37ページを御覧ください。

次に、12目公共施設等基金繰入金5,000万円につきましては、東紀州環境施設組合負担金に対して繰り入れるもので、広域ごみ処理施設建設事業に充当するものでございます。

また、13目森林環境譲与税基金繰入金1億554万9,000円は、体育文化会館・中央公民館耐震・長寿命化整備事業における木質化事業費分に対して繰り入れるものでございます。

そのほかの基金につきましても、それぞれの基金の目的に応じて繰入れを行うものでございます。

ここで、委員会資料の3ページ、資料2を御覧ください。

令和8年度当初予算におけるふるさと応援基金の充当状況でございます。施策体系ごとに、基金の充当額とその主な内容を記載した資料となっておりますので、御参照いただければと思います。

なお、本基金の充当につきましては、御寄附をいただいた方が指定された用途の割合になるべく近くなるように振り分けをさせていただいたものでございます。

続きまして、主要施策の予算概要の102ページを御覧ください。

令和8年度当初予算における都市計画税の充当についてでございます。

歳入につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合わせて1億1,155万円を見込んでおります。

対しまして、充当事業につきましては、下の表にありますとおり、街路事業、公園事業、ごみ焼却事業、火葬場事業及び地方債償還額の合計5億3,146万3,000円でございます。ここから国県支出金等の特定財源を差し引いた1億3,706万3,000円に対して都市計画税を充当するものでございます。

それでは、予算書の36、37ページにお戻りください。

次に、18款繰入金、2項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業会計繰入金及び2目後期高齢者医療事業会計繰入金につきましては、繰入金の発生を見越した頭出しとして、それぞれ1,000円を計上しております。

続きまして、38、39ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、財政課分は、7行目にあります三重県市町村振興協会市町交付金500万円で、前年度と同額を計上しております。

続きまして、40、41ページを御覧ください。

21款市債、1項市債、1目総務債2,080万円は、津波避難タワー整備事業債でございます。

次に、2目民生債2,400万円は、心身障害者医療費助成事業債900万円、子ども医療費助成事業債700万円、障がい児保育事業債500万円、一人親家庭等医療費助成事業債300万円の内訳となっております。

次に、3目衛生債6億2,960万円は、救急医療体制強化事業債1,760万円、予防接種事業債1,500万円、また、東紀州広域ごみ処理施設整備事業債5億6,320万円は、広域ごみ処理施設建設事業に対するものでございます。

次に、し尿収集車両整備事業債が1,070万円、また、東紀州広域ごみ処理施設搬入路整備事業債410万円につきましては、広域ごみ処理施設への搬入路において大型車両がスムーズに対向できるよう整備するための設計業務に対する起債でございます。

次に、斎場整備事業債1,900万円は、火葬炉のオーバーホール工事に対するものでございます。

次に、4目農林水産業債3,540万円は、一般林道整備事業債500万円及び林道長寿命化事業に対する農山漁村地域整備事業債530万円、水産基盤ストックマネジメント事業債1,150万円、漁港整備事業債1,360万円でございます。

次に、5目土木債2億7,480万円は、橋梁整備事業債2,250万円、道路整備事業債7,790万円、急傾斜地崩壊対策事業債1,400万円。

続きまして、42、43ページを御覧ください。

尾鷲港新田線整備事業に対する街路整備事業債1億1,170万円、次の都市公園事業債4,370万円は、中村山法面補強工事のための測量、地質調査等の業務及び中村山公園遊具整備事業に対するものでございます。

また、河川整備事業債が500万円でございます。

次に、6目消防債1,040万円は、消防団車両等整備事業債でございます。

次に、7目教育債9億2,440万円は、元教員住宅の除却工事に対する学校教育施設等除却事業債800万円、小中学校のトイレ改修事業に対する学校教育施設等整備事業債150万円、また、社会教育施設等整備事業債8億490万円につき

ましては、体育文化会館・中央公民館耐震・長寿命化整備事業に対するものでございます。

次の多目的スポーツフィールド整備事業債1億1,000万円につきましては、国市浜公園の駐車場整備工事に対するものでございます。

なお、委員会資料の5ページ、6ページに資料4として令和8年度の地方債予定表を添付しておりますので、後ほど、御参照いただければと思います。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

54、55ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、55ページの最下段にあります財政事務経費は139万9,000円で、主なものといたしまして、57ページを御覧ください、需用費の消耗品費は、予算書等の印刷に係る用紙代等で27万6,000円、また、委託料の固定資産管理・公会計システム保守委託料が63万4,000円、新地方公会計支援業務委託料が16万5,000円でございます。

続きまして、58、59ページを御覧ください。

3目財産管理費は、前年度比2,360万9,000円減の2億7,523万円でございます。そのうち、財産管理経費は937万円で、主なものといたしまして、役務費の保険料642万4,000円は、市有財産に係る保険料でございます。また、市有地草刈他管理手数料が95万7,000円でございます。

次に、基金積立金2億6,586万円のうち、ふるさと応援基金積立金2億4,400万円は、ふるさと納税寄附額の61%を積み立てるものでございます。

また、ゼロカーボンシティ推進基金積立金1,640万円につきましては、J-クレジット販売収入を積み立てるものでございます。

次に、4目契約検査費は140万7,000円で、前年度比11万3,000円の減額でございます。工事等契約検査経費の主なものといたしましては、委託料の入札参加登録業務委託料48万2,000円及び工事検査業務委託料84万9,000円でございます。

続きまして、92、93ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、93ページの中段にあります国民健康保険事業特別会計繰出金は1億9,426万円で、前年度比788万4,000円の増額でございます。

次に、100、101ページを御覧ください。

8目後期高齢者医療費のうち、財政課分は、後期高齢者医療事業特別会計繰出金

4億5,683万8,000円で、前年度比1,570万9,000円の減額となっております。

続きまして、136、137ページを御覧ください。

4款衛生費、5項上水道費、1目上水道整備費は、前年度比277万4,000円増の7,793万円で、水道事業会計負担金でございます。

なお、この負担金の中には、国の物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金を活用した水道基本料金の減免分として4,610万1,000円が含まれております。

次に、6項病院費、1目病院費は、前年度比9,276万1,000円増の7億1,451万2,000円で、病院事業会計負担金でございます。

この増額の主な要因でございますが、企業債の償還に対する繰出しにつきましては1億627万9,000円の減額となっておりますけれども、今回、繰出し基準の範囲内で救急医療の確保に要する経費として、医師等の待機に要する経費を新たに含め、1億511万3,000円の増額、また、高度医療に要する経費として、リニアック及び電子カルテに係る経費分として8,557万5,000円を新たに繰り出すこと等によるものでございます。

続きまして、218、219ページを御覧ください。

11款公債費、1項公債費、1目元金は、前年度比2,775万4,000円減の8億7,242万9,000円、2目利子は、前年度比1,796万円増の5,333万4,000円で、このうち、市債償還に係る公債費利子は、5,037万5,000円でございます。

次に、12款1項1目予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上しております。

次に、11ページを御覧ください。

第3表、地方債でございます。

起債の目的、限度額につきましては、それぞれ歳入予算で説明させていただいたとおりでございます。

起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行、また、利率につきましては、直近の利率が年3%を超えてきているものもございまして、縁故債の借入れではさらに高い利率となる可能性があることから、前年度は年3.0%以内でございましたが、今回は年5.0%以内とさせていただいております。

償還の方法は、30年以内で変更はございません。

財政課所管の当初予算に関する説明は以上でございます。よろしくお願ひいたし

ます。

○南委員長 ありがとうございます。

財政課所管の当初予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○西川委員 中村山の、ちょっと分からんもので教えてください。

法面の何か言っていましたよね。あれ、何するんですか。吹き付けとか、そういうことをやるんですか。

○岩本財政課長 事業内容の詳細については、また建設課のほうから説明があると思うんですけども、一部、その崩落するような可能性のある部分があるということで、そのために、地盤の調査であるとか、測量であるとか、そういった業務をまずするというで聞いております。

○西川委員 そうしたら、生涯学習課の裏の法面を何かするというわけではないんですね。中村山は全体の中で危険なところの法面ということですね。分かりました。

○南委員長 また建設課のほうで、しっかり説明ありますので、よろしく願いします。

他にございませんか。

○中井委員 資料1の1ページの財源不足対策で財政調整基金取崩額が約7億円という、毎年、約7億円ほどの切り崩しがあるという認識でよろしいですか。

○岩本財政課長 その年度によって財源不足の額というのは変わってまいりますので、今回につきましては、7億1,000万円ほどの繰入れになると。前年度でしたら、6億円台ということで、毎年変わってきます、これは。

○中井委員 昨年度末で、市長の所信表明でもおっしゃっていたと思うんですけど、昨年度末で約20億円、現在、約18億円で、10億円を目安にお考えになられているということだと思うんですけども、再来年には、このペースだと10億円ぐらいにはなるというお考えでよろしいですかね。

○岩本財政課長 当初予算編成時の財政調整基金の残高が今回14億円ということですけども、大型の事業で一般財源等が増えてくると、当然、財調の取崩しも増えてきますし、あるいは、人件費とか物価高騰によって一般財源が増えてくるという可能性も十分ありますので、その辺りで、減額、財調の残高が減額になってくるということは恐らくそうだと思うんですけども、それが幾らになるかどうかというのは、なかなか予想するのは難しいですけども、10億円は何とかキープし

たいというふうな考えでやっております。

○中井委員　今回、市債がかなり増えているとは思いますが、今回の市債増による将来の公債費のピークというのは、いつ頃になるのでしょうか。

○岩本財政課長　12月に財政見通しを説明させていただいておりますけれども、そのときの資料で、地方債残高につきましては、令和9年度から11年度まで、恐らく100億円を超えてくるであろうと予想しております。恐らく、その辺が市債の残高のピークになるであろうと思っております。

○中井委員　あと1点だけ、実質公債費比率は、どれくらいかだけ教えていただきたいです。

（「分からなければ大丈夫」と呼ぶ者あり）

○南委員長　よろしいですか。

○岩本財政課長　ちょっと、すみません、正確な、今、数字を覚えていないんですけれども、実質公債費比率につきましては、借入額は増えるんで上がることは上がると思っておりますけれども、なるべく、その交付税算入率の高い起債を使うことによって実質の公債費負担額というのは減ってまいりますので、その辺をうまく活用しながら、上昇幅を小さくするように努力したいと思っております。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

○仲委員　40、41ページの市債のところなんですけど、この市債の説明を受けたんですけど、この表記については、予算項目というか科目で表されていますもので、これはこれでよく分かるんですけど、資料のほうは、資料の5ページ、資料の5ページのほうは、これ、予算科目じゃなしに起債の名称で表されておることによって、多分、これ、照合するのは大変難しいと思っておりますけど、参照ということで後で見てくださいという意味だったんですけど、これ、ちょっと重要な話ですもので、起債科目のこの横軸の1号補正後予算額、この意味と、当然、その算入率の金額と市負担額、ここ、ちょっと詳しく御説明ください。

○岩本財政課長　いつも当初予算編成時の地方債の額を示しておるんですけれども、今回、急遽、1号補正を追加で上げさせていただいて、それが、本来、当初予算となるべき額であったであろうということで、今回は1号補正後の額を示させていただいております。先ほども言いましたけれども、なるべくその充当率の高くて交付税算入率の高い起債を使うというような形で予算組みをしております。

○仲委員　例えば、公共事業債、避難タワー整備事業でいえば、事業費が1億3,905万円と、国県補助が1億1,587万5,000円あるもので、当然、市の負担分は、このまま行けば2,317万7,500円と。ところが、これは起債を起こすということで、この1号補正後の予算額というとの話が、これ、地方債を借りる場合が2,080万円借りられるということですね。それで、後の交付税算入率が1,040万円あるもので、それを差し引いて市負担額が1,277万5,000円になるという説明をしてほしかったんですが、実際は。そうですね。

○岩本財政課長　はい、そのとおりでございます。

○仲委員　それで確認を得ました。

それで、今回、この資料については、特に過疎債、事業債がハード分で表われておると。それで、ソフト分の表れておって、結局、過疎債が事業費が61億4,000万円になった中で、1号補正で4億2,860万円過疎債が使われるということで、それはそれでいいんですけど、特に、この4億2,860万円、過疎債が使えるということは、以前にも質問しておるんですけど、3億円台という中で、一億二、三千万円多いという中で、事業費としては、どこが、その特別に認められたというのが次のページで説明できますか。ちょっと難しいかな。

○岩本財政課長　今回、特に体育文化会館・中央公民館耐震・長寿命化事業の複合化分というのが1億6,130万円ということで6ページのほうに書いてあるんですけども、そこが、これは公共施設マネジメント特別分というやつで、特別に、もうこれは必ず認めていただけるものですので、そこがいつもより多くなっている主な要因でございます。それを除くと、大体2億6,000万円ぐらいになると思います。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○仲委員　次に、ソフト事業のほうなんですけど、6ページで、いうたら起債額が6,460万円やな。この金額は、変動というのは、やっぱり枠外、枠で6,000万円程度ということで、いつも配分があるわけですかね。

○岩本財政課長　これは、もう国から金額がはじかれて示されるんですけども、おおよそこのぐらいの、去年も一緒の額やったんですけども、6,000万円台というような推移で。

○南委員長　他にございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、他にないようですので、財政課、最後の議案ですね、議案第32号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」の説明をお願いいたします。

○岩本財政課長　それでは、議案第32号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」のうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、補正前の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億7,944万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億2,664万9,000円とするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、13目森林環境譲与税基金繰入金1億554万9,000円の減額は、体育文化会館・中央公民館耐震・長寿命化整備事業の木質化に係る令和8年度事業費が皆減となったことに伴い、同基金からの繰入額を減額するものでございます。

次に、21款市債、1項市債、7目教育債3億7,390万円の減額は、同事業の令和8年度事業費が減額となったことに伴い、社会教育施設等整備事業債を減額するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費6,031万8,000円の増額は、今回の補正に伴う財政調整基金積立金が3,445万1,000円、また、森林環境譲与税基金積立金2,586万7,000円の増額につきましては、体育文化会館・中央公民館耐震・長寿命化整備事業のうち、木質化事業が令和9年度の施工となることから、当初充当予定であった森林環境譲与税を同基金へ積み立てるものでございます。

5ページへお戻りください。

第3表、地方債補正でございます。

変更1件につきましては、社会教育整備事業に係る起債限度額を8億490万円から4億3,100万円に変更するもので、内容につきましては、歳入で説明させていただきます。

ここで、委員会資料の4ページ、資料3を御覧ください。

令和7年度の12号、13号補正及び令和8年度当初予算並びに1号補正を加味した基金残高でございます。

一番右の欄を御覧いただきますと、まず、財政調整基金につきましては、1号補正後の残高が17億7,865万5,000円、減債基金が1億5,231万5,000円、公共施設等基金が1億3,746万1,000円、また、ふるさと応援基金が2億8,785万7,000円、一番下の国市浜公園整備等基金が3億9,011万8,000円、ほかそれぞれ記載のとおりでございます。基金合計につきましては、31億4,157万5,000円となる見込みでございます。

財政課に係る補正予算（第1号）の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○南委員長　ありがとうございます。

8年度補正1号は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　それでは、ないようですので、財政課所管の議案の審査は終了をいたしたいと思えます。

特に報告事項としてはないんですけれども、資料の説明だけ、ちょっと簡単にだけお願いします。統一的な基準による財務資料だけ。

○岩本財政課長　資料としてつけさせていただいております財務諸表、財務4表と呼ばれるものですが、毎年、資料提供をさせていただいております。一般会計、それから、特別会計、企業会計、それと、紀北広域連合とか消防組合を足した連結の財務諸表と、そういった形で資料をつけさせていただいておりますので、また機会改めて説明等させていただければとも思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○南委員長　ただいまの財政課長のお話のとおり、財務4表と言われる資料なんですけれども、もしこれについての勉強のちょっと教えていただきたいということあったら、担当のほうへ行けば対応してくれるというお約束をいただいておりますので、また、もしあったら、また、委員会でも勉強会を開きたいと思えます。では、よろしくお願いいたします。

これで、財政課の審査を終了いたします。ありがとうございます。

ここで5分間休憩します。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前11時03分)

○南委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、総務課に入ってくださいました。

総務課の所管は、条例4件と補正予算2件と当初予算の計7件でございます。

それでは、議案第4号「尾鷲市行政手続条例の一部改正について」の説明をお願いいたします。

○森本総務課長 総務課です。よろしくお願いたします。

それでは、総務課に係ります議案について御説明させていただきます。

まず、議案書の14ページのほうを御覧ください。

○南委員長 お願いします。

○森本総務課長 議案第4号「尾鷲市行政手続条例の一部改正について」につきまして説明させていただきます。

こちら、資料のほうをお願いいたします。

改正理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律によりまして行政手続法の一部が改正されております。この改正に準拠いたしました内容に改めるため、尾鷲市行政手続条例の一部を改正するものであります。

次に、改正の概要でございます。

市が法令、条例等による不利益処分を行うときは、これを行う前に聴聞または弁明の機会の付与を行う必要があります。

現在、聴聞または弁明の機会を設ける際は、その旨を処分の相手方に通知する通知する必要があるのですが、その者の所在が判明しない場合におきましては、掲示場において必要事項を記載した書面を掲示することで、当該通知がその者に到達したものとみなす公示送達を行う運用を行っております。

この公示送達につきまして、インターネットにおいても通知内容を閲覧できるようにするものでございます。引き続き、庁舎前掲示場においても必要事項を記載した書面を掲示いたしまして、公示送達を行うものといたします。これにより、特定の場所において書面で掲示されていたものについてインターネットによる閲覧等を可能といたしまして、現地に行かなくてもパソコン画面等々で画面が確認できるよ

うになります。ただし、特定の個人の氏名等を掲載することになるため、直ちに実施を前提にするものではなく、必要性和安全性、総合的に検討した上で対応を判断するなど、慎重な運用を想定しているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○南委員長 議案第4号の行政手続条例の一部改正の説明は以上です。

特に御質疑のある方、御発言をお願ひいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございますので、引き続きまして、議案第5号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」の説明をお願ひいたします。

○森本総務課長 議案書の17ページのほうを御覧ください。

議案第5号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきまして説明いたします。

こちら、資料に基づきまして説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。

○南委員長 お願いします。

○森本総務課長 改正理由といたしましては、令和7年人事院勧告に基づく給与改定の取扱いに準じまして、条例の一部を改正するものであります。

次に、改正の概要でございます。

最初に、通勤手当の改正であります。

通勤手当の改正につきましては、令和7年12月議会におきまして見直しの改正が行ったところでございますが、今回の改正では、通勤手当の区分として、今年度まで60キロ以上の区分までしかなかったものを100キロ以上の区分まで新設するものであります。使用距離区分と手当額につきましては、記載の表のとおりであります。

次に、期末手当、勤勉手当の遡及改正箇所の整理であります。昨年12月議会におきまして、人事院勧告に準じ期末勤勉手当等の年間支給割合を引き上げました。こちら、4月遡及分の調整のため、増加分を12月に上乘せさせていただいておるところでございます。

今回の改正につきましては、令和8年度以降、この年間支給割合を6月と12月に均等配分するように整理したものであります。ですので、支給割合は変更ござい

ません。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○南委員長 議案第5号の説明は以上です。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 特にないようですので、総務課長、1点だけ参考に、ちょっと。

今の60キロから100キロ以上まで延長されたということやけど、通勤、現実には、この100キロ以上で通勤されている方というのは、みえますか、病院も含めて、現実として。

○森本総務課長 庁舎でございまして、庁内一般職のほうでございしますが、4名ほど該当いたしております。病院のほう、こちら、今のところ、9名いらっしゃいます。

○南委員長 4名と9名ね。

○森本総務課長 はい。

○南委員長 ありがとうございます。

○西川委員 ちょっと疑問に思うんですけど、その100キロも通勤するんだったら、尾鷲、住んでもらったら駄目なんですか。これ、わざわざ遠いところへ住むんだったら、尾鷲の人口を上げるために、尾鷲市内へ住んでもらうのはどうなんかなと思ひまして。

○森本総務課長 業務の都合で近くにいるほうがというのはありますけれども、御本人様の御都合、家族の事情とかいろいろあると思われまますので、その点に考慮しまして、通勤手当のほう、支給したいというふうに考えております。

○西川委員 いや、何か有事の際に、やっぱり市の職員だったら、すぐ市庁舎へ駆けつけられるような距離が望ましいのではと個人的に思うだけなんですけどね、それだけです。

○下村副市長 委員さん、おっしゃること、ごもっともなんですけど、各家庭の事情というのもありまして、尾鷲にちょうどかかりつけの病院がないとかそういうこともいろいろありますので、その辺を御容赦願いたいと。

○西川委員 あれで食いつくようで悪いですけど、じゃ、病院に行くために100キロも離れたところに住んでおるのやったら、尾鷲に住んでおって病院へ通うほうがいいんじゃないかなと思ひますけどね、ちょっと苦しいかなと。

終わりますけど、これで。

- 南委員長　　これ以上行くと個人情報的な発言になります。すみません。
- 仲委員　　いうたら、採用時に通勤可能なというような文字は、今、抜けておるんですか。それが、いうたら採用されても、通勤可能な場所であればいいというような解釈でよいか、それは、はっきりしとかんといと、まずいんじゃないですか。
- 森本総務課長　　こちら、募集の際には、通勤要件等々設けておりませんところでございます。ですので、その現実的に何キロ以内に居住とかいう表現は、ちょっと避けているところでございます。
- 下村副市長　　従前は、採用された場合、尾鷲市に在住できる者というような項目を入れてあったんですが、これは、ちょっと労基のほうからも注意もあったというところで。
- 森本総務課長　　申し訳ございません、先ほど、委員長のほうから御質問で100キロ以上というふうに御質問のところ、私、60キロ以上の数を見まして、60キロ以上の方が4名、本庁で4名、病院が9名ということでございます。
- 南委員長　　60キロ以上でね。
- 森本総務課長　　60キロ以上でございます。
- 南委員長　　100キロ以上は、いないということ。
- 森本総務課長　　100キロ以上の方はいらっしゃいません、はい。
- 南委員長　　分かりました。えらい話がとんでしましましてすみません。議案第6号の「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の説明をお願いします。
- 森本総務課長　　議案書のほうの20ページのほうを御覧ください。
- 南委員長　　お願いします。
- 森本総務課長　　議案第6号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきまして説明いたします。
- 資料のほう、こちらのほう、4ページのほうをお願いいたします。
- 南委員長　　お願いします。
- 森本総務課長　　改正理由といたしまして、令和7年人事院勧告に基づく給与改定の取扱いに準じて職員の給与について改定を行ったところでございますが、会計年度任用職員についてもこれに準じた見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。
- 次に、改正の概要でございますが、職員の給与条例に準じた給料表の改正と期末手当、勤勉手当の改正であります。こちら、勤勉手当の支給割合につきましてでござ

ざいますが、条例上、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合と同率とする改正を行っているところでございます。

説明のほうは以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○南委員長 議案第6号の説明は以上でございます。

御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、続きまして、議案第7号「職員等の旅費に関する条例等の一部改正について」の説明をお願いいたします。

○森本総務課長 議案第7号「職員等の旅費に関する条例等の一部改正について」につきまして説明いたします。

こちら資料のほうの、ここで説明させていただきます。

5ページのほうをお願いいたします。

改正理由といたしまして、国家公務員の取扱いに準じまして本市職員及び議員、特別職等に支給する旅費の取扱いを見直すため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、改正の概要でございますが、最初に、宿泊費の見直しであります。

これまで宿泊費は定額支給としており、特別職は1万3,000円、一般職は1万2,000円、政令指定都市、こちらのほうは加算1,500円としておりました。今回の改正では、宿泊費を上限つきの実費支給に改め、都道府県ごとに上限額を設定するものであります。特別職は、1万1,000円から2万7,000円、一般職は、8,000円から1万9,000円の範囲で定めるものであります。

議案書のほうの48ページのほうをお願いいたします。

こちら、記載の表でございますが、一般職の宿泊費基準額であります。

次に、ページをめくっていただきまして、50ページのほう、お願いいたします。

こちらの表でございますが、特別職の宿泊費基準額になります。

宿泊費につきましては実際に負担した額を支給いたしますが、都道府県ごとに定めるこちらの基準額を上限といたしまして、したがって、負担額が上限以内であれば、その実費を支給し、上限額を超える場合は、上限額までの支給となります。

すみません、資料のほうの5ページのほうにお戻りいただきます。

次に、包括医療費につきましてでございますが、パック旅行、こちらを利用した場合は、そのパック料金に含まれる交通費や宿泊費等を一体として実費で支給できるよう新設するものでございます。

次に、これまで県外出張の場合に宿泊の有無に関わらず支給しておりました日当、こちらのほうは廃止させていただきます。その代わりに、宿泊を伴う旅行に限り、1泊につき2,400円の宿泊手当を新設させていただきます。

なお、宿泊費に、夕食、朝食費用が含まれる場合は、それぞれ800円を減額する規定としております。

第2に、自宅からの実費支給を可能とする規定の整備であります。

現行では、直帰直行の場合であっても勤務地地点から目的地までの支給としておりましたが、出張命令権者が認める場合においては、自宅から目的地までの旅費を支給できるように改めるものであります。

第3に、旅費の返納に関する規定の整備であります。

未精算、過払い、または、条例等に違反して支給を受けた場合に返納を求める額を給与から差し引くことができる、こちらの旨の規定を新設させていただきます。

そのほか、今回の改正に伴う関係条例の整備を行うものでございます。改正対象条例は、職員等の旅費に関する条例をはじめ、議員報酬条例、各種委員報酬条例、市長及び副市長の給与条例等であります。

最後に、資料に記載の計算例について御説明いたします。

東京へ1泊2日が出張した場合でございますが、交通費を除き、現行では、特別職2万500円、一般職1万8,700円の定額支給でありました。改正後につきましては、宿泊費を上限内の実費といたしまして、これに宿泊手当2,400円を加算する仕組みとなっております。東京の場合、上限額を適用すると、特別職が2万9,400円、一般職2万1,400円となりますが、いずれも領収書による精算、こちらのほうが必要となります。

以上、本条例の改正概要でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○南委員長 議案第7号は、以上でございます。

御意見のある方。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ちょっと総務課長、またごめんなさいね、1点だけ、ちょっと。

文字のことで、5ページ、今の資料の5ページで、日当の場合、定額支給、遠方に出張する場合って、この出張という書かれておるでしょう、出張、日当。それから、下段の宿泊手当の定額支給のときに、宿泊を伴う旅行のみって書かれておるも

ので、僕、ぼっと違和感持って、こういう書き方するのかなと思ったんやけれども、できたら、宿泊を伴う出張にするほうのほうは望ましいんじゃないかって自分と感じたもので、この部分については、どうなんですか。上位法の関係もあると思うんですけど。こだわらるわけじゃ……。

○森本総務課長 すみません、上位法に基づいて精査しておるんですけども、上位法もちょっと旅行という表現も使わせていただいている部分がございます、出張もそうなんですけれども、その解釈の部分が旅行という範囲もあるのではないかという判断で、この部分を上位法に基づきまして整理させていただいているところでございます。

○南委員長 分かりました。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、条例4件の審査は終了させていただきます。

続きまして、議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第12号)の議決について」の説明をお願いいたします。

○森本総務課長 それでは、議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第12号)の議決について」のうち、総務課及び選挙管理委員会に係る補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明書の22ページ、23ページのほうをお願いいたします。

○南委員長 お願いします。

○森本総務課長 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、特別職及び職員人件費4,733万6,000円の増額は、職員の退職に伴う6名分の退職手当、こちらのほうの追加であります。

次に、人事管理経費40万の減額は、実績による職員健康診断委託料の減額となります。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

5項統計調査費、2目指定統計調査費のうち、指定統計調査費職員人件費146万7,000円の増額は、事業実績に伴う報酬118万2,000円と職員手当等28万5,000円のそれぞれ増額でございます。

30ページ、31ページのほうをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健費、1目保健総務費の財源更生は、総務費県補助金のうち、電源立地地域対策交付金の額の確定に伴い財源更正があり、そのうち3万2,000

0円が総務課所管の人件費の財源に充てたものでございます。

続きまして、選挙管理委員会に係る予算を説明させていただきます。

24ページ、25ページにお戻りください。

2款総務費、4項選挙費、2目市長選挙費、市長選挙経費435万1,000円の減額は、選挙執行事務経費の確定による減額で、主なものとして、負担金、選挙運動用自動車使用交付金137万円、次ページの選挙運動用通常はがき交付金161万円の減額のほうであります。

次に、3目市議会議員選挙費、市議会議員選挙経費1,347万6,000円の減額は、選挙執行事務経費の確定による減額で、主なものとして、時間外勤務手当159万7,000円、負担金、選挙運動用自動車使用交付金628万6,000円、選挙運動用通常はがき交付金186万7,000円の減額であります。

以上が総務課及び選挙管理委員会に係る補正予算（第12号）の説明となります。よろしく御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

7年度補正予算の12号説明は以上でございます。

特に御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 特にないようですので、続きまして、議案第31号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第13号）の議決について」の説明をお願いいたします。

○森本総務課長 それでは、議案第31号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第13号）の議決について」のうち、総務課に係る補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明書の12ページ、13ページをお願いいたします。

○南委員長 お願いします。

○森本総務課長 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務一般管理経費11万円の増額、こちらのほうは、本市が当事者となる不作為の違法行為違法確認及び義務づけ訴訟事件に関するもので、昨年7月17日に提訴され、本年1月22日に第1審において却下の判決が出されております。その後、原告側より控訴が提起されました。これに伴い、控訴審への対応として弁護士に支払う着手金として報償費11万を計上するものであります。

以上、総務課に係る補正予算（第13号）の説明でございます。御審議のほど、

よろしくお願いいたします。

○南委員長 補正13号は以上でございます。

御質疑のある方、御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 特にないようですので、引き続きまして、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」の説明をお願いいたします。

○森本総務課長 それでは、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から議案第16号「令和8年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」までのうち、総務課に係る予算について説明させていただきます。

歳入について説明させていただきます。

予算書のほうの22ページ、23ページをお願いいたします。

○南委員長 お願いします。

○森本総務課長 13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度予算額135万8,000円のうち、総務課分は、行政財産使用料76万5,000円で、主な貸付け物件は、職員組合事務所、職員互助会売店使用料、庁舎ロビーに設置の避難所等案内板、共同キャッシングサービスボックス、こちらのほうでございます。

次に、28ページ、29ページのほうを御覧ください。

15款県支出金、1項県負担金、1目総務費県負担金、本年度予算額122万1,000円、1節総務管理費負担金の特別事務処理交付金は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律など、権限移譲に伴う事務処理に対する交付金であります。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入4,973万3,000円のうち、総務課分は1,104万3,000円で、給与計算等に係る水道事業会計負担金30万円から生活年金プラン事務費、互助会館と共同キャッシングサービスボックスの電気使用料までと公文書コピー代、三重大学連携室インターネット回線使用料、避難所等案内板電気使用料、派遣職員人件費968万2,000円、自動販売機電気使用料であります。

続きまして、歳出のほうでございますが、人件費につきましては全ての費目にまたがりますので、別紙のほうのお配りさせていただきます資料に基づきまして御説

明させていただきたいと思えます。

資料のほうの7ページのほど、お願いいたします。

こちらのほうの資料でございますが、1款の議会費から9款の教育費までの一般会計と国保・後期高齢特別会計ごとに目別の給料、職員手当等について記載しております。庁内職員数の増減は、前年度当初との比較で、退職者と新規採用職員との差引き、こちらのほうと異動等を加味したものでございます。

まず、給料でございますが、一般会計、特別会計の合計で7億4,138万4,000円となり、前年度と比較しますと2,128万4,000円の増額となっております。これは、人事院勧告による影響と、退職、採用等に伴う職員2名の増員によるものであります。

次に、職員手当であります。児童手当を除く本年度予算額は4億5,482万6,000円で、前年度と比較しますと796万7,000円の増額となっております。内訳といたしまして、期末勤勉手当は3億3,560万2,000円で、人事院勧告による0.05月分の引上げ、昨年度比較では2,477万9,000円の増額、時間外手当のほうでございますが、3,617万8,000円、選挙関連の減などによる1,431万5,000円の減額、地域手当のほうでございますが3,024万9,000円で、人事院勧告により1,532万7,000円の増額、退職手当1,989万円の皆減などが主な要因であります。共済費につきましては、本年度予算額は2億3,837万4,000円で、前年度と比較して1,611万8,000円の増額であります。

続きまして、次ページのほど、お願いいたします。

会計年度任用職員の人件費のほうであります。

1款の議会費から9款の教育費までの目別の報酬、給料、職員手当等について記載させていただいております。

表内、職員数の増減は、前年度当初と比較で、一般管理費、児童福祉関係、林業関係など、全体年4名の増員となっております。

1節報酬3億348万5,000円、2節給料1,968万6,000円、こちらは、2款戸籍費、3款児童福祉費、5款山林管理費のフルタイム勤務となる市民サービス課、福祉保健課、水産農林課6名分であります。

3節諸手当9,284万9,000円、4節共済費7,074万6,000円などで、総額4億8,676万6,000円となり、前年度と比較しますと6,300万8,000円の増額となっております。内訳といたしましては、増員と人事院勧告による

給料表の改定などにより、報酬が3,741万7,000円の増額、期末手当が1,370万7,000円の増額が主な要因であります。

なお、本委員会の所管の予算の中で人件費についてであります。総務課において一括して予算計上しておりますので、各課における人件費の内容につきまして、割愛のほうをさせていただきます。

続きまして、人件費以外の総務課に係る予算について説明させていただきます。

予算書の46ページ、47ページをお願いいたします。

○南委員長　　お願いします。

○森本総務課長　　2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額9億4,825万円で、前年度と比較して1,065万4,000円の減額となっております。

ページのほうをめくっていただきまして、総務課分といたしましては、49ページの人事管理経費の671万4,000円は、前年度と比較しますと23万7,000円の減額となります。

なお、支出といたしましては、7節報償費14万円で、職員採用試験、面接官及び職員相談心理士の報償費であります。

8節旅費87万2,000円でございますが、職員採用試験、面接官の旅費4万2,000円、災害派遣の旅費29万2,000円、人事交流や派遣等に係る移転料等の特別旅費63万8,000円であります。

10節需用費66万7,000円は、主に給料明細用の紙代42万3,000円あります。

11節役務費24万5,000円は、主に職員募集に係る新聞広告料20万7,000円のほうでございます。

12節委託料でございます。225万6,000円は、主に職員の健康診断委託料173万6,000円あります。

13節使用料及び賃借料247万3,000円は、人事交流による公舎借上料50万6,000円と、人事給与システム利用196万7,000円あります。

18節負担金6万1,000円は、振動病検診負担金2万9,000円と防火管理者講習負担金3万2,000円あります。

次に、職員研修事業費の65万8,000円は、11節役務費の自動車の安全運転に係る技能講習会受講手数料のほか、12節委託料は、人事評価研修として26万4,000円、13節使用料及び賃借料、行政実務研修、行政専門研修等の様々

な研修をオンラインで受けられるようにするための26万4,000円を計上させていただいているところであります。

18節負担金、補助及び交付金1万8,000円は、研修参加負担金であります。

次に、総務費一般管理経費は3,834万7,000円、前年度と比較しますと161万円の減額であります。この主な要因は、文書管理システム運用保守業務の減に伴う委託料の減額によるものであります。

主な支出といたしまして、7節報償費146万円は、裁判に係る弁護士に対する報償費98万及び顧問弁護士料48万円であります。

10節需用費580万8,000円は、条規類集等書籍の追録代、印刷用紙代等の消耗品費149万9,000円、公用車ガソリン代342万9,000円、公用車の修繕料88万円であります。

11節役務費420万8,000円の主なものは、庁舎電話代の通信運搬費385万2,000円であります。

次のページをお願いいたします。

12節委託料1,799万1,000円の主なものは、条規類集データベースシステム委託料311万3,000円、公用車集中管理等業務委託料1,458万3,000円であります。

13節使用料及び賃借料479万6,000円は、車借上料92万4,000円、有料道路通行料264万円が主なものであります。

17節備品購入費であります406万9,000円は、普通自動車1台の買換えを予定しておりまして、ハイブリッド車を購入する予定でございます。

ページをめくっていただきまして、予算書の52ページ、53ページをお願いいたします。

情報公開の64万7,000円は、情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会に係る経費で、主なものといたしましては、1節報酬25万円、8節旅費37万9,000円を計上しております。

次に、庁舎管理経費でございます。3,450万3,000円は、前年度と比較しますと277万1,000円の減額であります。主な要因としまして、昨年度実施の市庁舎への防火設備の設置に係る役務費と空調設備1基分の工事請負費の減額及び設計業務委託料の増額によるものであります。

主な支出といたしまして、10節需用費が1,166万9,000円で、庁舎の光熱水費1,000万円及び修繕料120万円が主なものであります。

1 1 節 役務費 1 9 8 万 4 , 0 0 0 円は、庁舎の浄化槽保守点検業務 1 8 0 万 6 , 0 0 0 円が主なものであります。

1 2 節 委託料 1 , 4 2 9 万 6 , 0 0 0 円は、次ページの市庁舎警備業務委託料 1 , 0 4 5 万 8 , 0 0 0 円、議場の空調設備の改修設計委託料、こちらのほうが 2 0 0 万 1 , 0 0 0 円が主なものであります。

1 3 節 使用料及び賃借料 4 7 0 万 6 , 0 0 0 円は、庁舎等通信機器更新借上料 3 2 9 万 4 , 0 0 0 円、封入封緘機借上料 1 4 1 万 2 , 0 0 0 円であります。

1 4 節 工事請負費 1 8 4 万 8 , 0 0 0 円は、形式が古いため修繕できない空調設備 1 基を改修するものであります。

ページをめくっていただきまして、5 6 ページ、5 7 ページをお願いいたします。

下段のほうでございます。いじめ問題調査委員会費でございます。いじめ問題調査委員会費 1 7 万 3 , 0 0 0 円でございますが、これは、尾鷲市子どものいじめの防止等に関する条例にあります、尾鷲市いじめ問題調査委員会の委員報酬と旅費であります。本委員会は、重大事態への対処として、いじめ問題対策連絡協議会、いじめの問題対策会議を経まして、学校または学校設置者が行った調査に対して再調査や、弁護士、心理福祉の専門家が行うものとなっております。

次に、6 6 ページ、6 7 ページをお願いいたします。

8 目 公平委員会の公平委員会費であります。本年度予算額 1 3 万 5 , 0 0 0 円ありますが、3 名の委員報酬 9 万 9 , 0 0 0 円と、負担金としまして全国公平委員会連合会負担金 1 万 8 , 0 0 0 円、三重県公平委員会連合会負担金 1 万 1 , 0 0 0 円が主なものであります。

次に、7 6 ページ、7 7 ページをお願いいたします。

1 4 目 諸費、総務管理費負担金 1 2 3 万円のうち、総務課分といたしまして 9 万円で、上から三重県安全運転管理協議会会費 1 万 4 , 0 0 0 円、安全運転管理者講習会会費 2 万円、紀北自家用自動車協会会費 5 , 0 0 0 円、平和首長会議メンバーシップ納付金 2 , 0 0 0 円、三重県自治研修センター年会費 4 万円、三重県社会保険協会会費 9 , 0 0 0 円であります。

次に、債務負担行為について説明いたします。

1 0 ページのほど、お願いいたします。

総務課分の債務負担行為としましては、はがき圧着機のメールシーラー保守業務委託料で、期間及び限度額は、記載のとおりであります。

続きまして、選挙管理委員会に係る予算を説明させていただきます。

まず、歳入のほうで説明させていただきます。

32ページ、33ページのほど、お願いいたします。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金365万6,000円は、在外選挙人名簿登載者の内容変更に伴う事務手数料の在外選挙特別経費委託金1,000円、三重県議会議員選挙執行委託金365万5,000円であります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

82ページ、83ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度予算額107万2,000円であります。事務局経費の主なものは、1節報酬63万8,000円は、委員長をはじめ4名の年額報酬で、次ページの10節需用費27万円、こちらのほうは、選挙法令書籍の追録代が主なものであります。

11節役務費、こちらは、郵送に係る通信運搬費1万3,000円、13節使用料及び賃借料、複合機使用料3,000円です。

18節負担金、補助及び交付金7万4,000円は、所属する団体等に対する負担金で、それぞれ記載のとおりであります。

次に、2目三重県議会議員選挙費365万5,000円は、三重県議会議員選挙が令和9年4月11日に執行される予定であり、選挙事務期間が令和9年3月9日から4月16日までとなる見込みとなるため、そのうち、令和8年度分に係る準備費用となります。

主な支出といたしましては、1節報酬39万2,000円、3節職員手当等22万4,000円、8節旅費4,000円は、職員及び会計年度任用職員に係る人件費であります。

次に、10節需用費の143万9,000円は、選挙事務執行に係る事務用品、消耗品70万円、入場整理券印刷製本費48万9,000円が主なものであります。

11節役務費のうち、153万2,000円は、入場整理券等に係る郵送料105万8,000円や、選挙公報の配布手数料41万円であります。

13節使用料及び賃借料6万4,000円は、複合機に係る使用料であります。

次に、債務負担行為について説明させていただきます。

10ページのほうにお戻り、お願いいたします。

選挙管理委員会分の債務負担行為といたしましては、選挙事務期間が2か年度にわたるための三重県議会議員選挙事務費で、期間が令和9年度、限度額が209万

2,000円であります。

以上が総務課及び選挙管理委員会に係る令和8年度当初予算の説明となります。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

議案第14号の8年度の当初予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○佐々木委員 昨日質問した件にも関わりますので、ちょっとお聞きしたいんですけれども、退職金のところで、退職された方は何名いらっしゃったのか、それと、定年まで勤めて、昨日も市長おっしゃっていましたが、途中で年度を残して早期退職された方の人数、そして、もう一つ、会計年度の職員から普通に正採用になった方というのはどのぐらいいるのかどうか、それと、もう一つ、任期まで勤めて退職された後、会計年度職員で勤めている方は、どのぐらいいらっしゃるのかというところをちょっとお聞きしたいです。

○南委員長 佐々木委員の指摘は分かるんですけれども、今の特に議案、当初予算を中心に審査をいただいておりますので、もしテクニックというんじゃないけれども、当初予算書に絡めたそういった質問をしていただくと執行部のほうがよく分かると思うんですけれども、特にお答えできる範囲で、総務課長、お願いいたします。

○森本総務課長 本年退職の予定を今の現在で退職手当のほうも計上、補正予算のほうでも計上させていただいているところでございますが、8名いらっしゃいます。定年となる職員でございますが、今は60歳以上の、60までの定年ではなしに、定年前の職員もいらっしゃいまして、65まで再任用も含めて行けることになっておりますので、60歳定年という形はないんですけれども、その方も含めて8名という形を取らせていただいております。

会計年度任用職員から職員という形なんですけれども、数名いらっしゃるんですけれども、申し訳ないんですが、まだ確定というか、令和8年度でまだ採用確定していないところでございますので、いらっしゃることはいらっしゃるということでお願い申し上げます。

○佐々木委員 それと、もう一つ、役務費のほうで、職員募集の予算が六十何万という、おっしゃっていましたが、それは、南海日日の掲載料というのは4月以降なくなるんですが、それを除いての予算でしょうか。

○森本総務課長 当初予算計上の際は、南海日日さんも予算の中に含めてさせて

いただいているところでございまして、今回、こういう形になってしまったんですけれども、しっかりと精査して活用させていただけないかなと、周知に努めさせていただく方法を取らせていただけないかなというふうに思っております。

○佐々木委員 ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

○中井委員 この資料の話でちょっと分からないことがあって教えてほしいんですけれども、街路の項目で1名減っていることは……。

○南委員長 資料の何ページですか。

○中井委員 これ、何ページだった、資料の5の令和8年度当初予算の人件費、紙で頂いたものなんですけれども。

○南委員長 紙ベースのね。お願いします。

○中井委員 7ページですね。7ページの項目の街路だったり国民年金のところ、8年度のところ、1名減っているかと思うんですけれども、そういったところの対応というのは、どういったところで予算づけとかが対応されているか教えてほしいです。

○森本総務課長 事業に沿いまして職員数等も採用するべきものが出てくると思います。令和7年度におきましては、正直なところ、実際のところ、退職予定の方は、当初はいらっしゃいませんでした。それから、先ほど申し上げたように8名の退職が発生しているところでございまして、そういう形で割り振りさせていただく部分は、採用に関してで対応させていただけないかなというふうに思っております。

こちらのほうの人数増減でございしますが、こちら、前回の当初予算と想定される8年度の予算配分の部分で想定する人数を配置させていただいております。実際、退職と採用と合致していないところが事実でございします。ただし、これに近い形で整理させていただいております。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようですので、総務課の審査を終了いたします。ありがとうございました。

ここで休憩をいたします。午後は1時から行います。1時から再開いたします。御苦勞さんでございました。休憩します。

(休憩 午前 11時49分)

(再開 午後 0時58分)

○南委員長 それでは、午前中に引き続き行政常任委員会を続行いたします。

次に、政策調整課に入ってくださいました。

政策調整課の議案は、議案第19号と議案第14号、それに、議案第24号の過疎持続計画とコミュニティバスの指定管理についての4本でございます。

まず、初めに、議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」からお願いをいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

初めに、議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第12号）の議決について」、政策調整課に係る予算について説明いたします。

補正予算説明書の8ページを御覧ください。通知いたします。

債務負担行為補正の変更として、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料の令和8年度限度額を2,278万3,000円に変更するものであります。これは、指定管理業者選定に伴う限度額の変更であります。

続きまして、16、17ページを御覧ください。通知いたします。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務費補助金のうち、電源立地地域対策交付金（水力枠）1万円の減額は、交付額の決定に伴うものであります。

3項委託金、1目総務費委託金、4節統計調査費委託金20万7,000円の増額は、国勢調査交付金等の増額によるものでございます。

20ページ、21ページを御覧ください。お願いいたします。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、デジタル基盤改革支援補助金650万6,000円の減額は、ガバメントクラウド移行に係る委託料の決定により歳出が減額したことに伴う歳入の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、情報化推進事業328万8,000円の減額は、ガバメントクラウド移行に係る委託料の決定による減額及びガバメントクラウド利用料の増額の合計でございます。

続きまして、28、29ページを御覧ください。通知いたします。

5項統計調査費、2目指定統計調査費、指定統計調査事業155万7,000円

の減額は、指定統計調査、主に国勢調査ですが、その完了に伴う精算でございます。

以上が補正予算の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

補正12号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、引き続きまして、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 続きまして、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、政策調整課に係る予算について説明いたします。

なお、説明に当たりましては、予算書、主要施策の予算概要及び当課作成の資料により説明させていただきます。

まず、予算書の10ページを御覧ください。通知いたします。

債務負担行為として、上から3行目の三重県セキュリティクラウド負担金、期間が令和9年度から13年度までの5年間、限度額が259万5,000円及びその1行下の三重県情報ネットワーク負担金、同じく期間が令和9年度から13年度までの5年間、限度額が16万5,000円は、いずれもインターネット回線のセキュリティ対策に係る負担金について債務負担行為補正を計上するものであります。

次に、予算書の22、23ページを御覧ください。通知いたします。

歳入について説明させていただきます。

初めに、13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務費使用料、1節総務管理使用料のうち、説明欄の上から5行目の移住体験住宅使用料6万円は、九鬼町にあります移住体験住宅「みやか」の使用料でございます。

26、27ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金のうち、当課に係る分は、説明欄の3行目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億5,509万9,000円につきましては、当課資料にて内容を説明いたします。

ここで、委員会資料の1ページを御覧ください。通知いたします。

令和7年度国の補正予算にて交付決定されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は2億6,069万9,000円で、令和7年度及び令和8年度に分けて

事業を実施いたします。

事業の詳細につきましては、今後、各担当課から説明をさせていただきますので、ここでは概要を説明させていただきます。

ナンバー1番の尾鷲市地域振興券及びプレミアム付商品券事業は、全市民を対象に1人当たり6,000円の地域振興券を1冊、郵送にて支給するとともに、1人当たりプレミアム率30%、1万円で1万3,000円分使えるプレミアム付商品券を1人2冊まで購入することができます。これは、以前、行政常任委員会で1人当たり5,000円の地域振興券を説明させていただきましたが、6,000円とさせていただきます。

ナンバー2番、尾鷲よいとかスタンプ会事業補助金は、商品券事業に合わせたポイント2倍事業を実施するものでございます。

ナンバー3番、水道事業会計繰出しは、水道料金の基本料金を3か月分減免します。

ナンバー4とナンバー5、これは、小学校入学祝い金で、小学校に入学する児童1人当たり2万円を支給するもので、令和7年度と令和8年度を本交付金で実施いたします。

続きまして、ナンバー6、令和7年度学校給食費給付金事業、物価高騰対応増額分は、令和7年度中の物価高騰で影響が出た給食費増額分に対し交付金を充当いたしました。

ナンバー7番、中学校給食費無償化は、中学校で実施している学校給食の給食費を無償化するものでございます。

ナンバー8番、保育園等給食費無償化は、保育園等における3歳児以上の給食費を無償化するものでございます。

最後に、ナンバー9番、子ども医療費助成は、18歳年度末までの医療費について、記載の内容で助成をするものでございます。

なお、本事業を実施するに当たり、国からの交付金2億6,069万9,000円に市の一般財源1,486万4,000円を加えた総額2億7,556万3,000円を予算化するものでございます。

ここで、予算書の26、27ページにお戻りください。通知いたします。

下から6行目を御覧ください。

地域未来交付金308万3,000円は、これは、旧名称がデジタル田園都市国家構想交付金でございまして、それがリニューアルにより地域未来交付金と名称変

更したものでございます。この事業費は、主に商工振興事業費へ充当されるものでございます。

次に、30、31ページを御覧ください。通知いたします。

15款の県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務費補助金のうち、南部地域活性化基金事業費補助金98万9,000円は、定住移住促進事業へ充当されます。

続いて、電源立地地域対策交付金（水力枠）577万3,000円は、3款民生費等へ充当されます。

次に、三重県移住支援事業補助金150万円は、首都圏から尾鷲市への移住を支援する尾鷲市移住支援補助金へ充当されます。

次に、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金13万7,000円は、国際交流事業へ充当されます。

次のページを御覧ください。

3項委託金です。1目総務費委託金、4節統計調査費委託金260万8,000円は、経済センサスをはじめとする指定統計調査4件に対する委託金でございます。

次のページを御覧ください。

17款寄附金でございます。1項寄附金、1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金4億円は、ふるさと応援寄附金でございます。

次に、38、39ページを御覧ください。通知いたします。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入のうち、説明欄の上から6行目、システム利用負担金1,389万4,000円は、各特別会計事業において、住民基本台帳システム等を利用することに対する負担金収入でございます。

次に、下から8行目の広告事業収入45万円は、広報おわせや尾鷲市ホームページに掲載する企業の広告料でございます。

その4行下のデジタル基盤改革支援補助金760万6,000円は、ガバメントクラウド移行整備事業に対する補助金であります。

その1行下、尾鷲市地域公共交通活性化協議会返還金は、751万7,000円でございます。

その1行下、南部地域活性化基金事業市町負担金81万円は、共同で行います田舎暮らし体験ツアー負担金に対する東紀州3市町からの負担金収入でございます。

以上が当課に係る歳入の説明でございます。

次に、歳出を説明いたします。

予算書の50、51ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の情報化推進事業でございます。これは、総額2億118万8,000円で、前年度に比べて1,949万9,000円の減額であります。

財源は、国庫支出金として、基礎年金事務費交付金が58万9,000円、その他財源として、システム利用負担金が1,653万4,000円、残りが一般財源でございます。

内訳の主なものは、委託料7,439万6,000円は、庁内システムサポート保守委託料や標準化戸籍システム運用業務委託料など、また、使用料及び賃借料1億1,298万2,000円は、次のページにございます庁内ネットワークシステム機器等借上料やガバメントクラウド利用料などが主なものでございます。

負担金、補助及び交付金1,366万円は、中間サーバ利用負担金や三重県セキュリティクラウド負担金及びDX推進のための地域活性化起業人負担金などがございます。

なお、これらの予算は、DX推進計画に掲げる施策を着実に実行していくためのものがございます。

ここで、主要施策の予算概要により、担当係長から詳細を説明いたします。

○片原政策調整課係長　それでは、主要施策の予算概要の9ページを御覧ください。通知いたします。また、令和8年度当初予算書のほうでは51ページから53ページとなります。併せて御覧ください。

情報化推進事業について説明させていただきます。

情報化推進事業におきましては、主なものとして、ITインフラの運用管理やシステム等の構築、運用管理に加え、令和6年度を始期とする尾鷲市DX推進基本方針及び実施計画にひもづいた庁内外のデジタルトランスフォーメーションの取組に係る予算を計上しております。

事業内容といたしましては、庁内ネットワーク、その他業務システム及びサーバ機器等の稼働維持保守関係業務や、業務効率化及び行政サービス向上に係るソフトウェア等の導入及びシステム構築、それらの運用保守業務となっております。

まず、システム標準化及びガバメントクラウドへの移行につきましては、一部の特定移行支援システムを除き、約2年半にわたる準備期間を経て、先般1月19日に本稼働を迎えました。高額なランニング費用や事業者も含めて、全国自治体全てが初めてとなる経験のため、慣れないことやシステムの不安定さ、使いづらさ等、

諸課題はあるものの、国が定める全国統一の仕様に基づくシステム基盤、データ基盤ということで、今後、国の施策はこれを前提に行われることが想定され、我々としましても、これをどのように活用し何をしていくかということが、今後、重要だと考えております。

次に、令和8年度に関しましては、内部事務のデジタル化としまして、庶務管理システム及び電子決裁システムの導入を予定しております。これによりまして、決裁文書や勤怠管理等、これまで紙と印鑑で行ってきた部分についてデジタル化を行い、業務効率化とともにペーパーレス化、省スペース化を行ってまいります。

資料の事業の内容、中段を御覧ください。

事業費の内訳としましては、上から需用費、役務費は、前年度比減額となっております、御覧のとおりです。

次の委託料に関しましては、システムや機器の構築や保守委託などが主なものとなっております、前年度比4,152万3,000円減額の7,439万6,000円となっております。このうち、メーカーの開発支援により、今年度、特定移行支援システムとなった生活保護システム分のガバメントクラウド構築以降にかかるイニシャル分、標準準拠システム設計開発業務委託料264万円は、一番下のその他の欄の項目に記載がございます財源内訳、その他特定財源のデジタル基盤改革支援補助金が10分の10で充当されます。

続きまして、使用料及び賃借料は、インターネットの使用料やDXを推進するためのソフトウェアなどのライセンス料、現行のサーバ機器や端末の借上料となっております、前年度比2,242万5,000円の増額、1億1,298万2,000円となっております。

続きまして、負担金及び交付金につきましては、国や県のシステム利用や県のDXに関する共同調達に係る負担金などとなっております、前年度比9万4,000円減額の1,366万円となっております。

事業費の予算総額は2億118万8,000円で、前年度比1,949万9,000円の減額、財源内訳としましては、国庫支出金が58万9,000円、その他特定財源としまして、各会計からのシステム利用負担金及びデジタル基盤改革支援補助金で1,653万4,000円となっております、これにより、一般財源が前年度比6,401万9,000円増額の1億8,406万5,000円となっております。この一般財源の増額の主な要因について説明いたします。

まず、委託料では、ガバメントクラウド運用管理業務委託料など、システム標準

化及びガバメントクラウド移行に伴う各種ランニング費用及び庶務管理電子決裁システム導入の業務委託料となっており、2,116万4,000円増額しております。

使用料及び賃借料では、こちらも同じく運用開始後のガバメントクラウド利用料、こちらが最も多く、一般財源の負担が3,424万3,000円の増加となっており、そのほか、更新いたしました業務端末機器等借上料、それから、新たに導入する庶務管理電子決裁システム導入に伴うシステム料など、4,409万1,000円の増額であります。

また、負担金及び交付金では、令和7年度には、社会保障・税番号制度システム整備補助金として412万9,000円の歳入が国庫支出金でございましたが、令和8年度では、県のセキュリティクラウド、これは、各市町それぞれにセキュリティ費用をかけると効率が悪いことから、県がまとめてマルウェア対策やふるまい検知など、セキュリティ対策を行ってこれ、セキュリティの高い環境を用意していただくものとなっておりますが、この更新年となっております、これにつきましては補助がなく、一般財源の増額部分が403万5,000円となっております。

なお、一般財源において、今回最も大きな増額の要因となっておりますシステム標準化及びガバメント移行に伴う各種ランニング費用でございますが、対令和7年度当初予算比で関連経費全体で4,533万4,000円増額となっております。これら増額分につきましては、国から今年度については普通交付税での補填が行われており、令和8年度につきましても、同等の補填を行うものとして聞いております。しかし、来年度の措置について、現在、その具体的な内容については、まだ明らかになっておりません。

説明は以上でございます。

○三鬼政策調整課長 それでは、予算書の55ページにお戻りください。通知いたします。

続いて、秘書事務経費です。これは、294万2,000円で、前年度に比べて3万4,000円の減額。財源は一般財源です。内訳の主なものは、都市圏への要望活動等をはじめ、各地で開催される尾鷲高校鷲友会、三重県人会や東海市長会などの旅費142万7,000円のほか、交際費が55万円、負担金として、市長会関係負担金が78万9,000円でございます。

次のページを御覧ください。

行財政改革推進事業29万4,000円です。これは、前年度に比べて14万2,000円の増額、財源は一般財源です。内訳の主なものは、委員報酬17万2,0

00円で、新年度は第6次尾鷲市行財政改革実施計画を策定するため、行財政改革推進会議が増えており、4回分の報酬でございます。

次に、ふるさと納税事業2億1,136万6,000円は、前年度に比べて10万4,000円の減額で、財源は、ふるさと応援基金が1億5,600万円、残りが一般財源です。内訳は、10節需用費163万4,000円は、ふるさと納税PR用品や封筒等に係る消耗品費でございます。

11節役務費5,286万円は、通信運搬費やふるさと納税指定納付事務等手数料でございます。

12節委託料1億5,608万円は、返礼品の調達等に係る委託料であり、寄附額の39%を想定して積算しております。

13節使用料及び賃借料79万2,000円は、寄附お礼状にかかる複合機使用料であります。

ここで、主要施策の予算概要により、担当調整監から詳細を説明いたします。

○西村政策調整課調整監 それでは、主要施策の11ページを御覧ください。通知します。

ふるさと納税事業について説明いたします。

事業の目的としましては、尾鷲市が応援したい地域、魅力ある地域として情報発信を行うことで、本市を知るきっかけをつくり、さらには、返礼品を通じ市内事業者の商品PRや事業拡大につなげることで、ふるさと納税寄附や市内事業者の販路拡大につなげます。

事業内容としましては、積極的にふるさと納税を受け付けるため、四大ポータルサイト、ふるさとチョイス、楽天、ふるナビ、さとふる及びアマゾン現地決済型のふるさと納税ポータルサイトを活用し、市内事業者と共に魅力ある返礼品をつくり上げ、返礼品のおいしさ、ユニークさ、生産者のこだわり、寄附金の使い道、本市の魅力などを全国のふるさと納税ユーザーへ確実に情報を発信してまいります。

また、ふるさと納税からつながる関係人口創出と拡大を図るため、前年度寄附者を対象にしたおわせ港まつりへの招待、おわせ港まつりへ行こう！や、首都圏の寄附者を対象にした東京日本橋三重テラスで行う「おわせのお昼ご飯できたでまっとるでなー！」を実施し、本市の食のみならず、歴史や文化をさらに知っていただく機会を創出することで本市とのさらなる関係を構築し、商工振興につなげてまいります。

事業費の内訳としましては、委託料1億5,608万円、役務費5,286万円で、

財源内訳は、その他特定財源、ふるさと応援寄附金 1 億 5,600 万円、一般財源 5,536 万 6,000 円であります。

以上で、ふるさと納税事業についての説明を終わります。

○三鬼政策調整課長 予算書の 57 ページにお戻りください。通知いたします。

次に、2 目の文書広報費でございます。予算額 1,515 万 7,000 円で、前年度に比べて 76 万 8,000 円の増額で、財源内訳は、その他として広告事業収入が 45 万円、残りが一般財源でございます。

広報等発行事業の主なものは、需用費の印刷製本費 686 万 2,000 円は、広報おわせの印刷代、役務費の広報配布手数料が 345 万 6,000 円、委託料として、広報配布委託料が 121 万 5,000 円、使用料及び賃借料として、ホームページに係るクラウドシステム利用料が 204 万円等でございます。

ここで、主要施策の予算概要により、担当係長から説明させていただきます。

○山本政策調整課主幹兼係長 それでは、主要施策の予算概要の 12 ページを御覧ください。通知いたします。

広報・広聴事業について説明させていただきます。

まず、広報事業としましては、広報おわせ、ホームページ、エリアワンセグ、X や LINE 等の SNS など、各媒体の特色を生かし、行政情報を分かりやすく効率的、効果的に提供していきます。特に、広報おわせにつきましては、より親しみやすく分かりやすい広報紙面づくりに取り組むたいと考えております。

次に、広聴事業としましては、懇談会や市長への手紙など、広聴の機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

事業費予算総額は 1,515 万 7,000 円で、その主な内訳としましては、広報おわせなどの印刷製本費を含む需用費 731 万 2,000 円、広報おわせ配布手数料を含む役務費 388 万 2,000 円が主なものとなっております。

また、財源内訳のうち、その他特定財源として、広告事業収入 45 万円を見込むこととしております。

説明は以上でございます。

○三鬼政策調整課長 予算書の 59 ページへお戻りください。通知いたします。

5 目の企画費でございます。本年度予算額は 2 億 2,415 万 9,000 円で、前年度より 4,083 万 7,000 円の増額、財源内訳は、南部地域活性化基金事業費補助金をはじめとする国県支出金が 204 万 1,000 円、移住体験住宅使用料をはじめとするその他収入が 857 万 5,000 円、残りが一般財源でございます。

企画振興事業は232万8,000円で、前年度に比べて46万3,000円の増額、財源は一般財源です。内訳は、尾鷲市地方創生会議に係る委員への報償費、旅費のほか、次のページになりますが、負担金として、おわせSEAモデル協議会負担金100万円が主なものでございます。

ここで、主要施策の予算概要により、担当調整監から詳細を説明いたします。

○後藤政策調整課調整監　それでは、主要施策の予算概要の13ページを御覧ください。通知いたします。

おわせSEAモデル事業につきまして説明いたします。

事業内容につきましては、おわせSEAモデル構想に基づく企業誘致、事業誘致を実現するための活動費として、おわせSEAモデル協議会に対し、協議会を構成する中部電力株式会社、尾鷲商工会議所、本市の3者による均等負担により、当該事業に係る負担金を支出するものであります。

主なものとしまして、大型製材工場をはじめとする企業誘致に係る関係者へのヒアリング等の活動費用に加え、本市への企業誘致を促進するための費用としまして、本市の立地環境や支援体制などの情報を分かりやすく効果的に発信するための企業誘致用パンフレット作成に係る費用などがございます。

事業費予算総額は100万円であり、その財源内訳は、一般財源であります。

説明は以上となります。

○三鬼政策調整課長　予算書の61ページにお戻りください。通知いたします。

次に、交通体系関係事務経費でございます。これは、1億184万2,000円で、前年度に比べて1,744万2,000円の増額、財源は、その他財源として、尾鷲市地域公共交通活性化協議会返還金が751万7,000円、残りが一般財源でございます。

主なものとして、委託料の自主運行バス運行委託料6,191万6,000円は、ふれあいバス九鬼・早田線、北輪内線、南輪内線の運行業務委託料、尾鷲市コミュニティバス指定管理料2,278万3,000円は、ふれあいバスの尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理料でございます。

負担金、補助及び交付金は、尾鷲市地域公共交通活性化協議会負担金1,076万4,000円、伊勢鉄道経営支援負担金385万7,000円、地域間幹線系統確保維持費補助金147万8,000円が主なものでございます。

ここで、主要施策の予算概要により、担当係長から説明いたします。

○松井政策調整課係長　それでは、主要施策の予算概要の14ページを御覧ください。

さい。通知いたします。

交通体系関係事務経費について説明させていただきます。

事業内容につきましては、市内の地域公共交通について、有識者や交通関係者等で構成する尾鷲市地域公共交通活性化協議会で協議するとともに、主にふれあいバス5路線、九鬼・早田線、北輪内線、南輪内線、尾鷲地区、須賀利地区の円滑なバス運行を行うものであります。また、そのほかに、ふれあいバス須賀利地区と三重交道路線バス等を乗り継いで市街地を往来する場合の割引実施や、尾鷲市地域公共交通計画の策定主体となる尾鷲市地域公共交通活性化協議会への運営費補助などが主な事業内容でございます。

事業費総額は1億184万2,000円であり、その財源内訳は、その他特定財源としまして、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の活用による尾鷲市地域公共交通活性化協議会補助金の返還金として751万7,000円、一般財源が9,432万5,000円となります。

説明は以上となります。

○三鬼政策調整課長 予算書61ページ、お願いいたします。

次に、広域事務経費210万円でございます。これにつきましては、東紀州地域振興公社の負担金でございます。

次に、国際交流事業は32万5,000円で、委託料として、日本語交流事業運営業務委託金27万5,000円と尾鷲市国際交流協会への補助金5万円の計上でございます。

次に、総合計画進行管理事業は、第7次尾鷲市総合計画の進行管理を行う経費で、22万1,000円でございます。

次のページ、御覧ください。

11節の役務費でございます。その通信運搬費17万5,000円は、総合計画における施策の成果、進捗状況などを確認するための市民アンケートに係る郵送料でございます。

次に、地域創生関係事務経費は39万1,000円でございます。事業内容としては、東京おわせ会や各鷲友会の方々と双方向に情報発信、交流を行うことで、尾鷲応援団の拡大を目指すものであります。主なものとして、8節旅費28万円は、東京おわせ会総会や役員会への参加旅費でございます。

続きまして、定住移住促進事業は1,851万4,000円で、前年度に比べて274万9,000円の減額、財源は、県支出金として南部地域活性化基金事業費補

助金及び三重県移住支援事業補助金が190万4,000円、その他財源として、移住体験住宅使用料及び南部地域活性化基金事業市町負担金が87万円、残りが一般財源でございます。

主なものは、関係人口づくりに関する消耗品が229万2,000円、通信運搬費が116万9,000円、ふるさと納税からつながる関係人口づくりPR用のシステム利用手数料が300万円、委託料137万円は、首都圏を拠点とした関係人口持続化業務委託料と空き家利活用促進業務の委託料でございます。

18節負担金、補助及び交付金875万円のうち、負担金595万円は、ふるさと納税からつながる関係人口づくりを目的とした地域活性化起業人負担金の560万円と田舎暮らし体験ツアー負担金25万円をはじめとする事業の負担金でございます。

補助金280万円は、空き家バンクに登録いただいた所有者に対する家財道具等の処分や清掃に対する補助金が80万円、首都圏からの移住者に対する尾鷲市移住支援補助金が200万円でございます。

ここで、主要施策の予算概要により、担当係長より説明いたします。

○更谷政策調整課係長 それでは、主要施策15ページを御覧ください。通知いたします。

定住移住促進事業について説明させていただきます。

定住移住促進事業は、移住相談窓口、移住体験住宅などを使用するとともに、国や県と連携した東京圏からの条件付移住に対する移住支援制度など、移住のサポートの充実を図るとともに、高校生「まちいく」を通じた地域課題解決型学習を通じて郷土への愛着と誇りの醸成を進める事業でございます。

また、ふるさと納税からつながる関係人口づくりとして、尾鷲市に対し潜在的な関心を持つ層に対して、寄附にとどまらず、ふるさと納税をきっかけに尾鷲市をより深く知ってもらうようPRすることにより関係人口の増加につなげていく事業でございます。

また、三重県南部地域活性化基金事業を活用しまして、4事業を予定しております。

まず、一つ目が首都圏を拠点とする関係人口持続化事業でございます。こちらの事業は、首都圏を拠点として、三重テラスの部活動や学生サークルなど、首都圏に既にあるコミュニティ及び企業に南部地域に訪れることができる体験プログラムやツアーなどの情報を一元的に集約、発信することにより、都市部人材の南部地域へ

の引込みや持続的な関係性を構築するための仕組みを整備する事業でございます。

次に、空き家利活用を通じた移住定住促進事業でございます。管理不全の空き家の発生抑制や流通促進のため、空き家利活用に関するセミナーやワークショップ、360度カメラを使用したオンライン空き家見学ツアーなどを実施するものでございます。

次に、田舎暮らし体験ツアー事業でございます。真剣に移住を検討している方を対象とした田舎暮らし体験ツアーを実施することで、現地までの交通費、レンタカー代を補助し、東紀州地域に宿泊、周遊してもらい、移住を促進する事業となっております。

次に、空き家バンク推進キャンペーン事業でございます。この事業は、空き家バンクの登録推進を目的とし、「ええとこやんか三重」バナーからSNSの広告を行うものでございます。

事業総額は1,851万4,000円で、財源内訳としましては、県支出金190万4,000円、その他特定財源87万円、一般財源1,574万円となっております。

説明は以上です。

○三鬼政策調整課長 それでは、予算書の65ページにお戻りください。お願いいたします。

地域おこし協力隊事業でございます。予算額は9,009万1,000円で、前年度に比べて2,294万4,000円の増額、増額の理由は、地域おこし協力隊の隊員の増員及び国の基準が改められて増額になったため、報償費を増額することによるものでございます。

内訳は、協力隊への報償費が5,238万円、委託料として、地域おこし協力隊体験キャンプ業務委託料が119万1,000円、地域おこし協力隊現役サポート業務委託料が136万4,000円、補助金として、協力隊活動費補助金3,000万円が主なものでございます。

なお、協力隊に関する事業費は、全額特別交付税により措置されるものでございます。

ここで、同じく主要施策の予算概要により、担当係長より御説明いたします。

○更谷政策調整課係長 それでは、主要施策の16ページを御覧ください。通知いたします。

地域おこし協力隊事業について説明させていただきます。

地域おこし協力隊事業は、外部の人材を活用した地域課題の解決や地域の活力づくりを進めることで、地域と外部人材が一緒につくる活力あふれるまちづくりの好循環を目指すものです。

事業の内容としましては、現在配置の協力隊及び今後募集予定の協力隊を含め、須賀利地区に1名、早田地区に1名、三木浦地区に1名、三木里地区に3名、南輪内地区に1名、梶賀地区1名、関係人口づくりで2名、移住定住促進で4名、情報発信で1名の計15名を配置することを予定しております。

また、地域おこし協力隊の募集活動として、体験キャンプや現地見学会など、現役隊員や地域に密着したOB隊員との連携した募集活動を進めるものであります。

また、今年度より実施している地域おこし協力隊サポート事業といたしまして、現役の隊員へのきめ細やかなサポートと、隊員の孤立を防ぐために、個別の面談や地域との交流の体制を構築するものであります。

予算総額、予算額は9,009万1,000円で、財源は全て一般財源となっております。

説明は以上です。

○三鬼政策調整課長 予算書の65ページにお戻りください。通知いたします。

次に、総合計画の策定事業でございます。これは、第7次総合計画の後期基本計画の策定事業で、予算額は834万7,000円で、前年度に比べて255万5,000円の増額、財源は一般財源です。主な内容は、総合計画の審議会の委員報酬が217万8,000円、委託料として、総合計画後期基本計画及び同時に策定します総合戦略策定支援業務委託料が487万9,000円でございます。

これにつきましても、担当係長より説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○松井政策調整課係長 それでは、主要施策の予算概要の17ページを御覧ください。通知いたします。

総合計画後期基本計画及び総合戦略策定事業について説明させていただきます。

事業内容につきましては、第7次尾鷲市総合計画の基本構想で定めたまちの将来像とまちづくりの理念を実現するため、基本目標に基づき必要な施策の目的や成果、取組内容などを体系的かつ具体的に取りまとめた第7次尾鷲市総合計画後期基本計画及び本市における人口減少対策、地域経済の活性化を目的とした第3期尾鷲市総合戦略を令和9年度を始期として策定するとともに、併せて、一体的に策定されている尾鷲市国土強靱化地域計画の見直しを実施いたします。

総合計画審議会委員及び地方創生会議の皆様をはじめ、市民の皆様から広く意見をいただく仕組みの検討を行った上で、総合計画前期基本計画や第2期総合戦略の検証、国県の動向の分析等を実施し、後期基本計画及び次期総合戦略を一体的に策定していきたいと考えております。

事業費総額は834万7,000円であり、財源内訳は、一般財源であります。説明は以上となります。

○三鬼政策調整課長 予算書の69ページを御覧ください。通知いたします。

10目の男女共同参画費でございます。予算額は25万4,000円で、財源は一般財源でございます。新年度におきましても、尾鷲高校及び三重県男女共同参画センター、「フレンテみえ」の御協力の下、尾鷲高校における男女共同参画セミナーの開催を行うほか、男女共同参画連携映画祭などの広報啓発活動も実施したいと考えております。

次に、87ページ、御覧ください。通知いたします。

最後に、5項統計調査費、1目統計調査総務費のうち、一般統計事務経費は10万1,000円の計上で、尾鷲市統計書の作成に係る経費でございます。

次に、2目指定統計調査費は260万8,000円で、財源は、全て県からの統計調査費委託金が充てられ、国勢調査などの指定統計に要する費用でございます。

以上で、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」の説明とさせていただきます。いずれもよろしく御審議いただき御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

政策調整の当初予算の所管の議案説明は以上でございます。

御質疑、御発言のある方、御発言をお願いいたします。

○中村委員 定住移住促進事業の主要施策予算概要の定住移住促進事業なんですけれども、東京圏からの条件付移住に対する移住支援制度などの移住サポートの充実を図るってあるんですが、今回、これは、東京圏だけの話で合っていますか。

○三鬼政策調整課長 たしか首都圏という表現しますが、関東圏からも、原則として東京に本社がある会社のいわゆる社員としてこちらへ移住してきて、ウェブ、いわゆるインターネット回線を使って社員のまま働く場合と、先日も西野議員からも御説明ありましたが、マッチングサイトに登録がある企業へ就職する場合の要件を満たした場合に支給される制度で、これまでで2件該当者がおられまして、単身者が1名と夫婦、御夫婦で来られた方が1名ございます。

- 中村委員　　そうしたら、今後は、関西圏とかほかの地域というのは、まだ計画にはない話でしょうか。
- 三鬼政策調整課長　　現時点での、これ、200万円の予算のうち、4分の3の150万円が補助金で構成されておりまして、その要件には、今のところ、首都圏が該当しますので、今後、そういうほかの圏域もなってくるとかは、ちょっと分からないんですけど、現状では首都圏だけです。
- 西川委員　　主要施策の予算概要の13ページ、おわせSEAモデル事業の、これ、100万円って言った、これ……。
- 南委員長　　100万円。
- 西川委員　　これ、どういう使われ方、しておるんですか。これ、バナメイエビと大型製材所を、今、協議して、昨日も聞いたんですけど、誘致しておるんでしょう。それが、これが、この100万は、どういうふうに使われているんですか、これ。
- 三鬼政策調整課長　　正しくは、協議会に3者が100万円ずつ支出しております。中部電力様、尾鷲商工会議所様と尾鷲市の100万円ずつで。先ほど、調整監から説明がありましたように、企業誘致に関する活動に使わせておりますので、それにつきましては、ここ数年、大型製材事業所及びバナメイエビを代表する陸上養殖、それらの誘致活動に使わせていただいておりますので、それにつきましては、決算報告も含めて総会で発表させていただきますし、今月も3月の18日に総会を予定しておりますので、そういう形で企業誘致の活動に主に使わせていただいております。
- 西川委員　　僕は総会には出ることはないと思いますので、ただ、どのような内訳、何か論点がずれているか分からんですけど、どういう、どのようなものに使われるのか。例えば、人件費であり食事代であったりとかありますよね。これ以上、これ、全部一般財源って書いてあるもので、一般財源から、これ、出し続けても、来なかったら無駄なお金でしょう。これ、ちょっと教えてください。
- 三鬼政策調整課長　　主に企業誘致に重点を置いて協議会としては取り組んでおりまして、例えば、陸上養殖でしたら、地下海水といいまして、養殖するには正常な地下海水の取得が必要なんですけど、それに関する井戸の試掘とか、それに伴う企業誘致に関する旅費、あとは、来年度はPR用のパンフレットも作成しますが、そういう形で、協議会の中で協議した事業に対して使わせていただいております。

- 西川委員 いや、企業誘致、エビのためだけに尾鷲がお金を出して井戸を試掘するんですか。もしエビがぼしゃったとき、ほかの企業が来るというんだったら分かるんですけど、そこに、エビ養殖だけにお金を使うのかどうか。
- 三鬼政策調整課長 主なものをちょっと表現させていただきましたので、確かに企業誘致は毎年いろんなお話があって、その確度を高めていくためには、協議会としてどのようなことをすることが必要かというのを中で議論させていただきます。その中で、商工会議所、中電、尾鷲市の意見をすり合わせて、今年はこの事業に予算を使いましょうということを総会を経て決めさせていただいておりますので、その中の主なものは、そういうふうに陸上養殖なり大型製材所が誘致を成功するために必要な事業を毎年組み立てまして、それに使わせていただいております。
- 西川委員 じゃ、尾鷲からお金を出して来てくださいねという感じで取っついていんですか。
- 三鬼政策調整課長 優遇措置については、企業誘致の補助金も用意してございますので、それらのアナウンスも含めて、活動費として御理解いただきたいと思っております。
- 南委員長 じゃ、他にございませんか。
- 中井委員 予算説明書の31ページ。
- 南委員長 31ページ。
- 中井委員 単純な、ちょっと聞き間違いだったかもしれないんですが、総務費補助金の電源立地地域対策交付金（水力枠）というのが民生費のほうに行っているというのをお聞きしたんですけれども、その場所とか、そういった流れのちょっと具体的なところをお聞きしたいです。
- 三鬼政策調整課長 説明は、水源立地交付金（水力枠）が民生費等へ充当されますと、私、説明いたしました。従前は、よくあるのが、この水力補助金は、地域のインフラ整備とかに使われていた時期がございまして、というのは、いわゆるコミュニティセンターのような地域のインフラ整備に使われた時期がございまして。最近では、近年は、環境課のごみ収集車の財源として使わせていただいていたのですが、近年、車両の取得が単年度でできないということが課題となりまして、1年間でできる事業にしかこの水力枠は充てることができないんですね。ですので、現在は、国県とも相談しまして、児童福祉費の人員費、そして、あとは、保健総務費の人員費、主に保健師の人員費に充てることのできるという明確な指導がありますので、それに充当させていただいているのが現状でございます。できましたら、前の

- ように環境課のごみ収集車等に充てられるほうが一番財源としてはありがたいんですけど、それが今できない状況があつて、人件費に充てさせていただいております。
- 中井委員　あと、主要施策の、システム標準化のことであつたと思うんですけど……。
- 南委員長　ページ数を。
- 中井委員　9ページでシステム標準化で4,533万が増加したというのをお聞きしたんですけども、委託料のほうでちょっと聞き間違いかもしれないんですが減額ということでお聞きしているんですけども、その、どういった感じで委託料のほうで減額のようにできたのかというところをちょっと教えていただきたいです。
- 片原政策調整課係長　昨年度の令和7年度は、この表、昨年度、本年度、令和7年度は、このガバメントクラウドシステム標準化の導入の年でありまして、昨年度は、そのイニシャルに対して国から多くの補助金が10分の10で出てまいりました。ただし、来年度からは、その運用保守というところになってきますので、委託料としては減額になったんですけども、一般財源は増額となったという経緯でございます。
- 南委員長　よろしいですか。
他にございませんか。
- 西野副委員長　すみません、予算書の63ページ、定住促進事業についてなんですけど、これ、主要施策の予算概要にもありまして、それは15ページです。ここに、ふるさと納税者からつながる関係人口づくりというところがあつて、東京圏からのふるさと納税者、1万件を超えているとあるんですけど、この関係人口が移住してくることも想定されていますか。
- 三鬼政策調整課長　確かに、今、ふるさと納税からつながる関係人口づくりで、ふるさと納税で尾鷲市を応援していただいた方を中心に、先ほど、調整監からも説明があつたように、おわせ港まつりに御招待する企画とか、東京の三重テラスで尾鷲の特産品等を提供して尾鷲への関心を深めてもらう取組をしていますので、これによって、近年、訪れる方は着実に増えているということは確認をできておりますが、その先に、どういう形で定住に結びつけるのか。一方では、訪れる回数を増やしていただくことが一つの成果でもございますし、あと、中には、空き家を求められて、2地域居住を検討されている方もいらっしゃいますので、そういう形で、現実的にどの程度指標を数をつかんでいるのかというのは、ちょっと申し上げられま

せんが、そういうことは、よくお声としてお聞きいたしております。

- 西野副委員長 東京圏から地方へ移住する意識の調査で、実際、行動して移住してくるのが1%から3%なんです。これ、計算すると、大体100から300人、移住を検討している計算になると思うんですけど、この関係人口のうち、実際どれくらいというのは、やっぱり難しいですか。
- 三鬼政策調整課長 確かに、東京では、このイベントに限らず、地域おこし協力隊に関心がある方を対象に、あちらで説明会とかを開いたりするんですけど、関心は示していただけますが、なかなか2泊3日の体験キャンプに実際に来られる方というのは、ちょっと限られた方にとどまっておりますので、その辺、なかなか、おっしゃられるように、1%からすると、もう少しいてもいいように思うんですけど、そこまでは達していないような状況ですね。
- 西野副委員長 東京圏から移住してくる、さっき中村委員が言われておった尾鷲市移住支援補助事業と、かなり相性ええと思うんですけど、そこ、どうでしょうか。
- 三鬼政策調整課長 おっしゃるとおり、一定の条件を満たすことが必要になりますけど、それも、先日、西野副委員長、御提案いただいたように、マッチングする企業を増やすことも一つの方法だと思いますので、今、5件の企業がマッチングサイトにも登録されておりますので、それを私たちも広げるべく、ちょっと取組を進めていきたいと、今、係長とも話していますので、それは実現に向けて努力したいと思っています。
- 西野副委員長 マッチングサイト、5件、登録されておるって言われたんですけど、掲載されないと、そこに当てはまらないみたいなんですけど、そこを周知していただけますか。
- 三鬼政策調整課長 確かに、尾鷲市の、今、サイトに登録しておるのは1件しかございませんので、それをちょっと県とも、今、打合せをしておりますして、5件、登録できるように進めておりますので、もうしばらくお待ちください。
- 西野副委員長 県の実施要領で、三重県と実施市町が共同してとしっかり書かれていたので、また、市内の業者と関係近いのは市役所のほうが近いと思うので、また、そこをよろしくお願いします。
- 三鬼政策調整課長 そうさせていただきます。ありがとうございます。
- 南委員長 よろしいですか。他にございませんか。
- 仲委員 53ページの情報化推進事業の負担金で、地域活性化起業人負担金、

それから、63ページの定住移住の負担金で、地域活性化起業人負担金、この地域活性化起業人負担金というのは去年もこの金額、同額で入っておるんですけど、特別交付税で、あれ、頂くということだけど、この負担金ってなっているんだけど、具体的な、ちょっと忘れたもので、どのような事業の負担金ということ。

○三鬼政策調整課長 当課のみならず、地域活性化起業人は活用させていただいております、当課の場合、松阪市にあるIT関連会社の従業員2人を、このそれぞれの事業に会社から派遣いただきまして、月、主に半数以上、ですので、兼業ですので、半数以上勤務することを条件に特別交付税で年額560万円の人件費相当として私どもに頂いて、その勤め先に払うという形を取らせていただいております。

○仲委員 その財源等については得をとということですので、それはそれでいいんやけど、いうたら企業の方をお願いして、IT関係とかいろいろ、これ、情報もそうやし定住もそうなんやけど、具体的なその目に触れるような部分がないもので、例えば、いうたら、主な仕事とかミッションとかというのはあるはずなので、そこら辺、説明を。

○三鬼政策調整課長 主に、2人、それぞれ役割ございまして、後ほど、また、西村調整監からもお話しいただきますけど、まずは、ふるさと納税のいわゆる増額に向けたデジタルの視点を活用した、いわゆる、今、御存じのように、ふるさと納税は、ポータルサイトを經由して来る金額がほとんどですので、それにどういう戦略を打って、どういう広告を打つことによって、どれだけの効果がリターンとして返ってくるのかという、そういう分析を主にさせていただいているというのが一つのミッションの一つです。それと、デジタル推進係に着任いただいているもう一人は、デジタル推進のアドバイザーのようなことでもさせていただいておりますし、あと、私ども、デジタルを、今後、教育にも広めていきたいと考えておりまして、この夏にドローンの教室を開催したり、小さいときから、今、小学校でも、なかなかデジタルに触れ合う機会を増やすという目標があっても、それが実行できていないところが多いとお聞きしておりますので、そういうところに入って行って、デジタル教室とかも含めて、教育にも生かしていただくということをミッションとして、させていただいております。

以上です。

○仲委員 負担金ということは、会社にその560万を払うという解釈でええんやね。個人には払っていないんですね、会社ですね。

続いていいですか。

○南委員長 はい。

○仲委員 65ページの地域おこし協力隊の関係なんですけど、まず、1点は、地域おこし協力隊委託料やけど、現役サポート業務委託料、これ、一般質問でも市長がこういうのがあるよという話はされたと思うんですけど、この現役サポート業務委託料は、その交付税対象になっていますか。

○三鬼政策調整課長 なっております。

○仲委員 そうしたら、それでよろしいんですけど。

主要施策のほうで地域おこし協力隊が16ページ、三木里地区3名ってありますね。この3名のミッション、何ですか。

○三鬼政策調整課長 現時点では2名着任しております、もともと三木里地区は、これまで歴代2人の方が着任をして、いわゆる持続可能な観光地域づくりというので着任してきた経緯がございます。というのは、三木里海水浴場を観光資源としてどう活用していくかというところで、初期の頃、協力隊が入って、初期の頃は海の家再興とかそういうところから入って行って、キッチンカーとかの戦略もした時期の協力隊がいるんですけど、現時点での協力隊は、愛知工業大学や明治大学の先生たちが防災観光まちづくりという視点で事前復興のまちづくりの展開をしております、それに関連する業務隊員が1人、あとは、以前からの協力隊のミッションを引き継いでいる持続可能な観光地域づくり、その2人が、今、着任をしております。そして、今、もう一人の着任を相談を受けているのは、教育関係で新しいミッションを相談させていただけないかということが地区のほうからありますので、それぞれ別々のミッションもございまして連携するミッションもございまして、その辺は、効果的な形を含めて有効に活用していきたいと思っております。

○仲委員 今、地域おこし協力隊は、集落支援もそうなんですけど、地域の要望があって、それで、区との話とかその中で、これ、必要なという中で選択肢の中で何名決めていくという手順もあると思うんですけど、例えば、観光等については、三木里海水浴場がありますね、そこらのその担当課とのすり合わせというのですか、これは、市は企画調整で行く人数ですね。担当課のすり合わせの中で、尾鷲市の方針として、やっぱり地域おこし隊に、ここらについては重点的にお願いしたいという、防災についても教育についてもそうなんですけど、そこらのその協議というのはやっぱり必要だと思うんですけど、そこはどう思いますか。

○三鬼政策調整課長 一つの例で防災観光まちづくりにつきましては、大学側とも、当課も政策調整課のみならず、防災、商工、福祉関係も、まちづくり、関係あ

りますので、そういう機会を設けさせていただいておりますが、御指摘のように、その辺のすり合わせはもっとしていかないといけないと思っていますので、その辺は議員御指摘のように、密度を高めていきたいと思っています。

○仲委員 教育についても、やっぱり教育委員会とのすり合わせというのが必要だと思うんですわ。いうならば、交付税で算入されるから全て地方債でお任せするというようなことではなしに、尾鷲市の主体的な考え方もやっぱり入れて地域おこし隊を採用していくと、そして、地区に下ろしていくと、そういう接点をやっぱり見つけてもらわんと、決して無駄とは言いませんけど、そこらがこれから重要になってくると思いますので。

市長、どうですか。

○加藤市長 まず、この地域おこし協力隊の募集については、国のほうの総務省が推進しているということについては、申し上げたとおりでございます。特に、一般質問でも申し上げたんですけれども、2024年に全国の地域おこし協力隊は8,000人なんです。総務省としては、1万人までは何とかするよと。僕は、要するに、2026年、この来年度、募集が一番ピークに来ているんじゃないかなという、こういうハード面のね。だから、取りあえず、ここを逃すことはないよということ、まず、一応申し上げたいんです。ですから、委員おっしゃっていますように、当然、その政策調整課が窓口なんですけれども、いろんな地域の課題、あるいは、旧尾鷲町内のそういう課題とかいろんなことはいろいろ考えながら、当然、商工観光課、水産、水産農林課、あるいは、教育委員会もそうなんですけれども、防災危機管理課もそう、それで、政策調整課、こういったところで、それぞれ地域の要望というのですかな、こういうことをしたいので、どうしてもやっぱり人材が欲しいとかって、その辺のすり合わせは、当然、地域ともやっている。

あと、庁舎内では、やっぱり横のあれしないと、一方通行では行きませんので、当然そのヒアリングをしながら、いろいろと要望を聞きながら、政策調整課のほうで調整していただいているというのが実態です。

それで、先ほどの三木里の話についても、政策調整課長が申しあげましたように、要するに、防災を通じたまちづくり、これは、防災を通じたまちづくりだけではなくて、観光と防災、それで、定住移住というこういうものを全体的に総合的にまとめたまちづくりをできないかということで、先ほどもありましたように明治大学の山本先生とか、それから、愛知工業大学、非常に大学側も一応力を入れていただいて三木里のほうには入り込んでいると。一つのやっぱり私が申し上げています周辺

市街地の一つのまちづくり、それから、発展、それを発展的に、例えば、三木浦、早田、あるいは、一方では、古江、賀田というような、そういう広がりのあるようなまちづくりを、まずやっぱり三木里でモデル地区としてやっていきたいというそういう思いがございまして、そういう形で、今回、3名とかというような。

ほかにも、やっぱり教育の問題、あるいは、まちづくりの問題、それぞれ各地域、そして、当然のことながら、それぞれの市庁舎の各部局からいろんな要望ございまして、その辺を調整していきながら、特に、今回、15名というのは非常に多いんですけども、ハード面としては、もうここが一番、2026年が私は一番チャンスであると、だから、行け行けどんどんじゃないんですけどね、一応いろいろ話を聞きながら、できるだけ、要するに、地域おこし協力隊をきちんと募集しながら、要するに、地域の活性化に協力していただくべく大いにやってくれという指示は出しているというのが今の現状でございます。

○南委員長 他にございませんか。

○小川議長 先ほども出ましたけど、9ページの主要施策の情報化推進事業のところなんですけど、このDX推進するに当たり、これ、業務の効率化ということが目的だと思うんですけど、どこの自治体でも、そのDX扱う人材不足というのは、よく言われていると思うんですけども、尾鷲市の場合、アドバイザーもいるということなので、今後、この人材育成というのは、どのように考えておられるのか。

○三鬼政策調整課長 議長おっしゃられるように、その辺が一番各行政としては頭の痛いところで、やっぱりIT、DX人材は、優秀な方は非常に多くいらっしゃるんですけど、それがほとんど民間企業に偏っています。大きな市でも、なかなか行政のDXのほうの人材の確保に苦慮しておるところで、その人材を私たち、この地域活性化起業人を活用した経緯につきましても、やっぱりそういう民間の力、ノウハウを取り入れて、人材育成をする一つのモデルとしてできないかということ、今、チャレンジしておりますので、なかなか行政職員としてITのプロを採用するのは非常にハードルが高いので、人材育成という観点に、今、軸足を置いて、今回、試みをさせていただいておりますので、そういうところで何かの成果を出していきたいと思っています。

○小川議長 本末転倒じゃないですけど、業務の効率化ということは職員の削減につながっていきますよね。それで、片っ方では、人材が足らんって、人材を増やさなあかんって、これ、どうも何か変な感じはするんですけど。

それと、このDXの分かりやすい方法として、前にも言わせていただきましたけ

ど、何回も言うていますが、窓口のワンストップ化、書かない窓口というのを、前、課長は、7年度後半から8年にかけて、これ、やりますという、言いましたけど、何かそのタブレットとか買ったような様子も買う様子もないみたいなので、それ、どうなっていますか。

○三鬼政策調整課長　　まず、前段の行政の効率化は、やっぱり人員のスリム化も非常に大事です。その中で、限られた人員の中で、IT、いわゆる、デジタルに通用する人材を育てていく、その中で育てていくということは非常に重要ですので、そういうところで人材の確保は捉えていただければと思います。

それと、議長、御指摘の、いわゆる、先ほど担当係長が御説明しました1月19日にガバメントクラウドは導入を完了しました。それができることによって、以前から御指摘のいわゆる書かない窓口であるとか、住民サービスをどう高めていくかというところは、これからです。

今回、予算に上げさせていただいているのは、いわゆる内部事務、電子決裁システムとか庶務管理システム、これに、今回、予算を上げさせていただきました。まずは、行政の効率化をさせていただくことを第一歩とさせていただきましたが、私たち、正直なところ、そういう書かない窓口も含めて、住民サービスの向上につながる予算も、今、検討させていただいています。初期導入の経費とランニングコストを考えたときに、全てが同時にできるというわけではないということも、ちょっと御理解いただきたいところですが、担当係長とも、年次的に、どのシステムを何年度に入れていくかというの、計画に、今、定めていますので、そういうことも含めて、決して行政の効率化だけをして住民サービスの向上を後送りにするという気持ちはございませんので、財政当局とも話をしながら、ガバメントクラウドを入れたのだから、住民にもデジタルの恩恵を感じていただくようなことは計画的に考えていきたいと思っています。

○小川議長　　これだけ高齢化が進んできましたら、やっぱりその書かない窓口というか、それ、大事だと思いますので、ぜひできる限り早めによろしく願います。

○南委員長　　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　じゃ、他にないようですので、当初予算の審査は終了いたしたいと思います。

それでは、引き続きまして、議案第24号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画につ

いて」の説明をお願いいたします。

- 三鬼政策調整課長 次に、議案第24号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」について説明をさせていただきます。

尾鷲市過疎地域持続的発展計画（案）を御覧ください。通知いたします。

過疎地域持続的発展計画は、過疎法に基づく国の支援として、充当率100%で元利償還金の70%が交付税で措置される有利な過疎対策事業債を活用する前提条件として定める必要がある計画でございます。そこで、本市では、令和8年4月1日からの5年間を計画期間とする次期尾鷲市過疎地域持続的発展計画の策定作業を進めまして、昨年11月17日の行政常任委員会及び本年2月2日の行政常任委員会において、その内容を説明させていただきました。

策定過程におきましては、市民の皆様からの御意見を伺うためのパブリックコメントを実施するとともに、計画内容の妥当性及び三重県の方針との整合性を確認するため、2回にわたり県との協議を実施いたしました。内容につきましては、これまでの2回の委員会で説明をさせていただいたとおりでございます。

今後も、引き続き、尾鷲市過疎地域持続的発展計画に基づいて、人材育成、産業の振興、交通施設の整備や交通手段の確保など、地域での持続的な発展に向けた具体的な施策を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく御審議いただき御承認賜りますようお願いしたく、御案内いたします。

説明は以上でございます。

- 南委員長 過疎計画の説明は以上でございます。

御意見のある方、御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 南委員長 ないようでございますので、最後に、議案第25号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」の説明をお願いいたします。

- 三鬼政策調整課長 次に、議案第25号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」について説明させていただきます。

議案書の79ページを御覧ください。通知いたします。

尾鷲市コミュニティバスの指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

内容につきましては、当課資料により説明いたします。

委員会資料の2ページを御覧ください。通知いたします。

尾鷲市コミュニティバスの管理業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自

治法第244条の2第3項及び尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例第3条の規定に基づき、下記の者を指定管理者に指定いたします。

1、指定管理者は、所在地が三重県津市中央1番1号、名称が三重交通株式会社でございます。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間といたします。

3、同者を指定管理者とした理由につきましては、自家用有償運行のノウハウを熟知していること、通常運行の変更時などの対応が迅速なこと、平成21年度から現在まで重大な事故が発生していないことなどでございます。

4、管理業務の範囲は、①の車両の運転及び運行管理に関する業務から、以下8まで、記載のとおりでございます。

5番目、協定締結日につきましては、本定例会で議決をいただいた後に締結を予定してございます。

6番目、指定管理料につきましては、今回の債務負担行為の変更にもございましたが、2,278万3,000円でございます。

7、指定管理者の指定までのスケジュールでございますが、昨年12月23日から本年1月13日まで公募要領等の配布に始まり、申請書類の受け付けを1月21日まで募集を行ったところ、三重交通株式会社1社の応募がございました。1月26日に事業者より提案をいただき、選定委員会による審査を実施いたしました。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願いいたします。

○南委員長 コミュニティバスの指定管理は以上でございます。

特に御意見のある方、御発言をお願いします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございますので、政策調整課所管の議案審査を終了したいと思います。ありがとうございました。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午後 2時17分)

(再開 午後 2時25分)

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

次に、議会事務局、よろしく申し上げます。

○高芝議会事務局長 議会事務局です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、議会費について説明させていただきます。

予算書の44、45ページのほうを御覧ください。

まず、歳出の第1款第1項第1目議会費の本年度予算額は1億550万8,000円で、前年度比較で858万円の増額となっており、財源内訳は、全て一般財源でございます。

まず、議員報酬手当等の本年度予算額は6,356万1,000円で、前年度比較で257万7,000円の増額でございます。

次の議会費職員人件費につきましては、総務課より一括して説明がございましたので、省略させていただきます。

次、申し上げます。議会運営経費、こちら、本年度予算額は1,329万8,000円で、前年度比較で404万6,000円の増額でございます。

内訳の主なものを説明させていただきます。

まず、8節旅費は、議長会関係の会議や各委員会の管外行政視察旅費など271万1,000円の計上で、前年度比較で3万7,000円の増となっております。

次に、9節交際費は、前年度と同額の30万円、10節需用費は、前年度比52万7,000円減の74万円の計上となっております。

次に、11節役務費は、前年度比7万3,000円減の22万5,000円、12節委託料は177万1,000円で、本会議、常任委員会などの会議録反訳委託料でございます。

次に、13節使用料及び賃借料708万1,000円につきましては、議会中継用のインターネット中継及びタブレットの回線使用料104万4,000円と、ペーパーレス会議システム利用料99万円、次に、機器借上料として、議場映像音響システム等更新リース料493万5,000円などを計上しております。

次に、18節負担金、補助及び交付金、こちらにつきましては、全国市議会議長会負担金から中南勢都市議会議長会負担金まで、それぞれ、ほぼ例年どおりの予算計上とさせていただきます。

次に、予算書の10ページのほうをお願いします。

第2表、債務負担行為の最上段にございます議場映像音響システム等更新リース料につきましては、本年8月から令和13年までを目途とする当該利用契約に際し、

令和9年度以降に発生する金額3,207万6,000円を債務負担行為限度額として定めるものでございます。

以上、令和8年度一般会計予算のうち、議会費に係る説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○南委員長 当初予算の説明は以上でございます。

特に御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございますので、議会事務局の審査を終了いたします。ありがとうございました。

続きまして、会計課、お願いいたします。

会計課所管は、議案第19号の補正予算の12号と当初予算の説明がありますがけれども、まず、初めに、議案第19号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第12号)の議決について」の説明をお願いいたします。

○小川会計管理者兼会計課長 会計課です。よろしくお願いたします。

それでは、補正予算(第12号)につきまして、歳入2件と歳出2件でございます。

まずは歳入であります。

補正予算書の18、19ページを御覧ください。

ページ最上段、16款財産収入、1項財産運用収入、3目基金運用収入、1節基金運用収入については、補正額152万9,000円のうち、会計課分としましては44万円の増額補正で、令和6年度の用品調達基金会計の剰余金であります。

次に、ページ最下段、20款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、1節市預金利子については、補正額28万6,000円の増額で、これは、定期預金利子のうち、歳計一時預金利子として28万6,000円を計上し、合計28万7,000円とするものであります。

次に、歳出であります。

補正予算書の22、23ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費は35万6,000円の減額で、これは、庁内事務経費のうち、市の共用封筒等の印刷製本費における入札差金です。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金は5,000円の減額で、これは、会計事務経費のうち、県内14市で構成

されている会計管理者協議会の各市負担金の減額によるものです。

以上が補正予算の説明でございます。よろしく御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

補正12号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございますので、続きまして、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」の説明をお願いいたします。

○小川会計管理者兼会計課長 それでは、令和8年度一般会計予算についてでございます。

予算書の36、37ページを御覧ください。

まずは歳入であります。

上から三つ目のブロックの19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は、前年度繰越金として1,000円の計上となります。

次に、上から五つ目のブロックの20款諸収入、2項市預金利子、1目市預金利子、1節市預金利子は、歳計一時預金利子として1,000円の計上です。

続きまして、次ページ、38、39ページを御覧ください。

二つ目のブロックの20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入4,973万3,000円のうち、会計課分としましては、1行目にごございます白地図等売却代9,000円の計上となります。

次に、歳出であります。

予算書の46、47ページを御覧ください。

中段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費9億4,825万円のうち、会計課分を説明いたします。

少しページが飛びまして、54、55ページを御覧ください。

会計課分としましては、ページ中段より下の会計事務経費及び庁内事務経費であります。

まず、会計事務経費637万7,000円であります。その内訳は、10節需用費23万2,000円が消耗品費18万3,000円及び印刷製本費4万9,000円で、主にコピー用紙や決算書作成等に係る経費であります。

次に、11節役務費599万円で、その内訳は、まず、通信運搬費69万3,000円で、主なものは、口座振込通知書等の郵送代、口座振込等データ伝送サービス料であります。

次に、公金取扱いに関する手数料として、窓口収納等手数料が90万8,000円、公金振込等手数料が438万9,000円であります。

次に、13節使用料及び賃借料は、複合機使用料15万5,000円であります。

続きまして、庁内事務経費53万9,000円あります。その内訳は、10節需用費48万円で、これは、市の共用封筒の印刷経費であります。

次に、11節役務費3万円で、これは、全国市長会公金総合保険料であります。

次に、18節負担金、補助及び交付金2万9,000円で、これは、今後、地方税以外の地方交付金を、eLTAxを通じた電子納付の対象に追加していくための国や地方税共同機構において進められているシステム開発、運用等に関する本市の負担金となります。

少しページが飛びまして、218、219ページを御覧ください。

11款公債費、1項公債費、2目利子、22節償還金、利子及び割引料5,333万4,000円のうち、会計課分としましては、一時借入金利子295万9,000円で、これは、金融機関から一時借入れをした場合の利子償還金の計上でございます。

以上が会計課に係る当初予算の説明となります。よろしく御審議いただき御承認賜りますよう、お願いいたします。

○南委員長 当初予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございますので、会計課所管の議案審査を終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本日最後の審査となります監査委員事務局に入ってくださいました。

特に慎重に審査をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第14号の当初予算の説明をお願いいたします。

○北村監査委員事務局長 監査委員事務局です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、監査委員事務局の予算につきまして、尾鷲市一般会計、特別会計予算書に基づ

き説明させていただきます。

予算書の86、87ページの下段を御覧ください。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費の本年度予算は2,192万7,000円で、前年度に比べますと149万1,000円の増額となっております。財源内訳といたしましては、全て一般財源となっております。

次ページ、88、89ページを御覧ください。

人件費を除きました監査事務費は289万8,000円で、前年度に比べ7万円の増額となっております。

監査事務費の内訳といたしまして、まず、1節報酬177万円につきましては、代表監査委員、議選監査委員2名の委員報酬であります。

7節報償費8万8,000円は、住民監査請求に関わる弁護士に対する相談費用として、1回2時間、4回分の弁護士料を計上させていただきました。

8節旅費35万6,000円は、昨年度に引き続き、全国都市監査委員総会研修会並びに東海地区都市監査委員総会研修会参加等のための職員1名分の普通旅費10万8,000円と監査委員2名分の費用弁償24万8,000円で、前年度と比較して2万5,000円の減額となっております。

次に、10節需用費51万5,000円につきましては、定期監査、例月出納検査、決算審査等に関わる事務用品消耗品、監査事務に関わる参考図書、書籍購入費、書籍加除追録代等の消耗品で、一部消耗品の単価の低下等により、前年度と比べて3,000円の減額となっております。

次に、11節役務費の通信運搬費5,000円は、住民監査請求関係書類の簡易書留等に係る郵送代を想定し計上しております。前年度と比べて5,000円の減額となっております。

13節使用料及び賃借料14万5,000円につきましては、前年度と比較して8万4,000円の増額となっております。これは、5月に開催されます三重県都市監査委員会総会が本市で開催されるため、せぎやまホール会場使用料を計上したものが主な要因であります。

18節負担金、補助及び交付金の1万9,000円につきましては、記載のとおり、三重県、東海、全国の各都市監査委員会会費であります。前年度と比較して3,000円の減額につきましては、県都市監査委員会総会研修会の負担金が不要となったことによるものであります。

以上で監査委員事務局に関わる予算の説明を終わります。御審査のほど、よろし

くお願いいたします。

○南委員長 監査委員事務局の説明は以上でございます。

特に御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようでございますので、監査委員事務局の議案審査を終了いたします。

今日はこれで終わるんですが、1点だけ報告事項がございます。

管内視察についてでございます。3月の11日午前9時より、国市浜公園の野球場の視察を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

なお、服装は、ふだんの服装で結構でございます。ヘルメットだけ持参していただくよう、よろしく申し上げます。

(「防災服」と呼ぶ者あり)

○南委員長 防災服じゃなく自由で。背広でも防災服でも自由です。ヘルメットだけ忘れないように。加藤市長も一緒に視察をしてくれるそうですので、よろしく申し上げます。

本日の会議はこれにて終わります。明日また午前10時からよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(午後 2時42分 閉会)